令和３年第４回知内町議会定例会

◎　招集年月日　　令和３年１２月７日（火）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年１２月７日（火）　午前９時４０分
◎　閉会日時　　令和３年１２月７日（火）　午後２時３４分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　２番　山田顕人　　５番　吉田峰一

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	南　一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	（佐藤辰治）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係	高田貴明

令和３年第４回知内町議会定例会議事日程

（第１号）　　令和３年１２月７日（火）午前９時３０分開議

日　程	議件番号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　２番、山田顕人君、５番、吉田峰一君
第　２	委員会報告第　１　号	議会運営委員会報告について（委員長報告）
第　３		会期の決定について
第　４		議長の諸報告
第　５		町長の行政報告
第　６	委員会報告第　２　号	認定こども園開設に関する調査特別委員会調査報告について（委員長報告）
第　７		追跡質問
第　８		一般質問
第　９	承認第　１号	専決処分の承認を求めることについて
第１０	議案第　１号	令和３年度知内町一般会計補正予算（第７号）について
第１１	議案第　２号	令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
第１２	議案第　３号	令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第３号）について
第１３	議案第　４号	知内町国民健康保険条例の一部改正について
第１４	議案第　５号	知内町立学校設置条例の一部改正について
第１５	議案第　６号	知内町認定こども園運営協議会設置条例の制定について
追加日程第１	議長発議	知内町認定こども園開設に関する調査特別委員会の廃止について
第１６	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

●　開会宣言・開議・議事日程

◎　議　　長（伊藤政博）

おはようございます。

令和３年第４回定例会にお集まりいただきまして、ご苦労様です。

只今の出席議員数は、９人です。

定足数に達していますので、令和３年第４回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●　会議録署名議員の指名

◎　議　　長（伊藤政博）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、２番、山田顕人君及び５番、吉田峰一君を指名します。

●　委員会報告第１号　議会運営委員会報告について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２、委員会報告第１号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る１２月１日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、山田顕人君。

◎　委 員 長（山田顕人）

委員会報告第１号、議会運営委員会報告について。

令和３年第４回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和３年１２月７日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和３年第４回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

令和３年１２月７日提出。知内町議会運営委員会委員長、山田顕人。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、１、会議開催状況、開催日、１２月１日。出席委員、山田、笠松、成澤、木村、谷口、各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、森永、高田、両名です。２、会期について、今定例会の会期は、１２月７日（火）から８日（水）までの２日間としたい。３、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。４、付議案件について、付議案件は、委員会報告２件、諸報告１件、行政報告１件、一般質問３件、承認１件、議案６件、議長発議１件である。５、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

●　会期の決定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日８日までの２日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日８日までの２日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、『議長の諸報告』を行います。

令和３年第４回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町　　長（西山和夫）

行政報告をさせていただきます。

令和３年１１月２日の大雨による災害についてであります。１１月２日（火）午前２時の降り始めから、３日（水）午前９時までの間に上雷アメダス観測所で１９４㎜の雨量を観測致しました。２４時間降水量では１８９．５㎜と観測史上最大を記録したところであります。各地域の河川の水位が上昇し、中の川地区で２級河川中の川及びサンナス川が氾濫し、床上浸水２戸、床下浸水１戸の住宅被害及び農地を含め約２９haの冠水被害が発生致しました。土木被害と致しましては、中東莱川で護岸が４０ｍ、森越川で河岸が４０ｍ決壊し、被害額３，８００万円となっております。また、町道等においても路面砂利の流失及び排水の埋塞が発生致しました。産業関係の被害では、農業施設で排水が埋塞するなどして被害額１，１３０万円となっているほか、ハウス３棟の倒壊やホウレン草及びニラの内作被害が発生致しました。また、林道等においても路面砂利の流出及び排水の埋塞が発生致しました。１１月６日（土）に逢坂衆議院議員、笹田道議会議員が被害状況を視察しております。その中で、中の川の河川の工事の伸縮にもお力をいただきたいよう要請をさせていただいております。そして、１１月１１日（木）に渡島総合振興局鳴海局長、石丸副局長、滝田副局長に中の川地区被害状況説明と河口対策及び改修事業促進を要望しております。

次に公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する協定の締結についてであります。町は、令和４年４月に開園する「しりうち認定こども園」の運営事業者である社会福

祉法人しあわせの家と、令和３年１２月６日付けで協定を締結しております。町と社会福祉法人しあわせの家は、昨年１１月の仮協定締結後、これまで運営内容の協議を進めており、協議が整ったため、今回本協定の締結となったところであります。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和３年１０月２７日に第２回定例会が開催されております。発議案第１号については、議席の指定についてで、それぞれ指定されたところであります。同意第１号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、北斗市から選任、原案どおり同意をされております。報告第１号、令和２年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計継続費清算報告書についても、原案どおり承認をされております。認定第１号については、令和２年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定について、原案どおり認定をされたところであります。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。令和３年１１月２日に第２回定例会が開催されております。議案第９号の副広域連合長の選任については、南富良野町長が選任、同意をされたところであります。議案第１０号、令和２年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について提案され、原案どおり認定を行ったところであります。議案第１１号については、令和２年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について提案をさせていただき、原案どおり認定をされているものであります。議案第１２号の令和３年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）について、歳入歳出それぞれ１０万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２２億４，６１１万５千円とする提案でございますけれども、原案どおり可決されております。議案第１３号、令和３年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第１号）について、歳入歳出それぞれ４２２億５，７７３万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を９，３３６億１，９５５万７千円とする提案でありますけれども、原案どおり可決をさせていただいております。議案第１４号、専決処分の承認について、原案どおり承認をされました。議案第１５号、北海道後期高齢者医療広域連合債権管理条例案について、原案どおり可決されております。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和３年１０月１１日に第２回臨時会が開催されております。議案第１号については、財産の取得について、原案どおり可決をされております。令和３年第３回定例会開催についてでありますけれども、議案第１号について、消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決されております。議案第２号については、積立金の処分について、原案どおり可決されております。議案第３号については、令和３年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第３号）について、歳入歳出それぞれ９４４万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１５億６，５７６万２千円とするものでありますけれども、原案どおり可決をさせていただいております。

以上であります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

●　委員会報告第２号　認定こども園開設に関する調査特別委員会調査報告について
（委員長報告）

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、委員会報告第２号、『認定こども園開設に関する調査特別委員会調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

認定こども園開設に関する調査特別委員会委員長、谷口康之君。

◎　委 員 長（谷口康之）

委員会報告第２号、認定こども園開設に関する調査特別委員会調査報告について。

令和２年第２回知内町議会定例会において設置した本特別委員会の調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和３年１２月７日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

認定こども園開設に関する調査特別委員会調査報告書。

令和２年第２回知内町議会定例会において設置した本特別委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第７７条の規定により報告します。

令和３年１２月７日。認定こども園開設に関する調査特別委員会委員長、谷口康之。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、１、調査事件、認定こども園の開設について。２、調査年月日、第１回、令和２年７月７日（火）から第５回、令和３年１１月２４日（水）にかけての計５回であります。３、調査場所、議会議場及び委員会室。４、調査委員、委員長、谷口康之、副委員長、成澤五郎、委員は網野眞委員、五十嵐委員、山田委員、吉田委員、松井委員、笠松悦子委員、木村委員、伊藤政博委員の１０名であります。５、調査の経過、平成３１年３月、第１回定例会において、西山新町長の施政方針により幼稚園建設の検討とともに認定こども園開設協議を進める考えが打ち出され、令和２年３月、第１回臨時会の町行政執行方針により、知内幼稚園と知内保育園の統合による「幼保連携型認定こども園」の令和４年度の開園に向けて協議を進めている旨が示された。

議会においては、上記の経緯及び令和２年第２回定例会で認定こども園園舎整備実施設計業務委託費の補正予算提案（可決）など、当初の幼稚園単独での建設ではなく認定こども園として一体的な園舎整備が進められること、また、一般質問から今後、「教育・保育のあり方」や運営体制等についての協議が進められる旨が示されたことを受けて、総合的に調査、研究をするための特別委員会を同定例会において設置することとした。

その後、計５回の特別委員会を開催し、町から認定こども園の設置及び運営の考え方等についての資料提供と説明を受けて、調査を実施した。

６、認定こども園の概要、（１）認定こども園の施設類型等、（２）認定こども園の整備概要、（３）認定こども園の定数及び保育・教育時間、（４）公私連携法人の決定・協定等、（５）認定こども園の教育・保育目標、詳細については記載のとおりであります。

７、調査意見、町立知内幼稚園と知内保育園（（社福）しあわせの家）が統合するかたちで令和４年４月から開設される認定こども園については、①希望する３歳児以上の園児に共通した幼児教育、②保護者の仕事やニーズに合わせた長時間保育や③０歳児保育、④障害のある園児と障害のない園児が共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育を一

つの施設で受けることが可能な場所となる。令和４年４月からの開園に向けては、園児や保護者が抱く期待感に応えられるよう、町と公私連携法人が一体となり計画通り進めていただきたい。

認定こども園における保育・教育の点では、２号認定の標準保育時間における保育料が無償となっているのに対し、同じ時間内にありながら１号認定における預かり保育が有償となっている点については、委員からも保護者理解が得られるのかとの声があったように、その利用者負担について不公平感が解消・軽減されるよう必要な措置について、町において検討していただきたい。

また、認定こども園では、保護者により利用時間が異なり、全ての子どもに対応することが不可能なためバスによる送迎はしないこととしているが、保護者説明会や入園説明会、保護者アンケートなどを実施し、保護者ニーズの把握に努めて今後の運営にあたるよう町からも指導していただきたい。

町と公私連携法人の関係については、コミュニティスクール「地域とともにある学校（こども園）づくり」を目指して、町や公私連携法人、保護者や地域住民等の運営への参画の促進や連携強化した「認定こども園運営協議会」が設立することとなっている。当初、令和４年４月の設立が予定されていたが、特別委員会における調査の中で「教育目標及び運営方針」等を承認する重要な機関と位置付けていることに鑑み、事前に立ち上げる必要性について議論されていた。その後、１０月２７日に設立準備会が設立され、協定内容等についての協議が行われたところであり、今後においても開園がスムーズに迎えられるよう必要な協議について進めていただきたい。

認定こども園の経営面では、町のシミュレーションによると、法人の経営収支は年間約２００万円の黒字と見込まれている。この黒字については法人において内部留保し、施設の維持補修や備品購入に充てられることとなっていることから、適切に経費が執行されるよう町と十分協議する体制としていただきたい。

また、現在、町立知内幼稚園と知内保育園（給付費）に掛かっている町費負担（一般財源）については、認定こども園の開設により令和４年度から令和６年度にかけて年間約１，０００万円の経費削減が見込まれ、統合による経営メリットが期待されるところである。更に町立幼稚園教諭のこども園への派遣が終了となる令和７年度からは、現在より年間約３，０００万円削減される見込みも示されている。

知内幼稚園と知内保育園という異なる歴史を持つ２つの園が融合し、新たな園としてのスタートを迎えるにあたり、開園までの残り４ヵ月間、町としてもその責務を果たすよう努めていただきたい。

以上、これまで調査してきた認定こども園開設に関する本委員会の考え方を示し、調査報告とする。以上であります。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、認定こども園開設に関する調査特別委員会の調査報告を終わります。

●　追跡質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

２番、山田顕人君。

◎　２　　番（山田顕人）

令和３年のね、今年ですね、第１回定例会において質問させていただいた「知内中学校・高校生への卒業生のＵターンに繋げる奨学金制度について」ということで、質問させていただきました。今回もその流れで質問させていただきますけれども、前回、将来的な展望として有効だということで、知内町の奨学金を償還免除型、もしくは町独自の給付型、もしくは企業連携型などいろいろなパターンがあるということで、検討だけではなく、是非、次年度はスタートできればということで、今年度中も補正の中で対応できれば対応していくと申されておりました。それから９ヵ月程経ちますけれども、今どのような段階まで協議が進んでいるのか、お知らせ願います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

以前、２番議員から質問あった事項、奨学金の返済支援ということで、知内の人口減少、今、来年度で４千を割るかという状況にもございますので、その中で特に２０代、３０代に関しては１０年前から見れば、２８％減少しているという状況にもございます。そういう意味で地域産業の担い手ということでは、若者の定着というのは大変重要な課題だと思っておりますし、ＵＩＪの促進にもこの奨学金の支援制度というのは有効なことだろうと考えているところであります。全国的な今、奨学金返済の支援ということで報道等によれば、６０以上の市町村がこれに取組みを加速し始めているという状況にあります。そうした中で我々もどうするかということでありますけども、前回もパターン的に札幌方式がいいのか、北斗方式がいいのか、また奨学金を償還免除するか、または減免措置で行うか、いくつかのパターンを示しながら進めさせていただきました。そして、７月にですね、事業者対象にアンケート調査をさせていただいて、２０の事業者がそれぞれ賛同いただけるということでお話をいただいております。ただ、まだ具体的に１ヵ月いくらだとか、年間どの程度だとか、そういう金額に踏み込んだ話し合いというのはまだしておりません。それで、札幌は９万の中で３年間支援をする。それは折半方式ですので、事業者も９万の３年間ということでそれぞれ両方合わせると５４万、最高額で５４万。北斗市は独自にそれぞれ支援するということで、介護だとか一般の事業者それぞれ１万、２万という差をつけながら、一般であればそれぞれ６０万ですか、５年間ですので、６０万の支援をしているということで、札幌は事業者含めて５４万。北斗は単独で６０万というお話の中でいろいろパターンを検討させていただいて、今後どういう形で進めるか、制度設計するかというのは、これからまた２番議員のお力を借りながら、どうあるべきか、まず検討をさせていただきたいと思います。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

先ほども申しましたけども、来年度の予算に計上してこれるのか、どうなのか、その辺も

う一度お願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

前回、事業者との折り合いがつけば補正の中でも対応するというお話をさせていただいたところなんですけども、なかなか今、先ほど言われたように事業者とのまだ詰めが終わっていない状況の中でどうするかということ。そして、どのパターンにするかということも含めて、次年度は何とかこの奨学金の返済支援ということで皆さんにご提案できるように、今年の年度内にある程度、これから予算査定入りますので、その中で確定をさせて支援方法を行いたいという方向であります。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今、企業連携型の色が濃いのかなという町長の発言なんですけども、そちらの方のパターンでいくというような流れなんでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

いくつかパターンありますので、釧路市でも３分の１ということで、何か今年度ですか、それぞれ事業者と上限１２万ということで打ち出ししております。ただ事業者とどの程度の金額これから想定いろいろ議論していく中で折り合いがつくのか、または北斗方式で単独でいくらという感じになるのか、それとも償還免除、それぞれ減免措置するのか、それらも含めてもう少し議論させていただければ有り難いと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

わかりました。今、どちらになるかわからないというところもあるんでしょうけれども、町独自の給付型、北斗さんみたいな形になるのも私どもからしてみると、そちらの方が助かるのかなというところもあるんですけども、そうも言っていられない。企業も当然ながら、企業努力していかなきゃなんないというところもありますのでね、企業の賛同を得ながら、その辺進めていってほしいなというところもあります。そしてですね、パターンが今まだ絞られていないというところでありますので、来年度からのスタートになるかと思うんです。来年度の事業になるということで。その奨学金の利用というのはね、来年度使用した生徒から適用なのか、もしくは戻って来る生徒が来た時に適用になるのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

まだそこまで想定はしておりませんけれども、ＵＩＪに関しては途中でということなので、多分就職して１年目なのか、それとも新規卒業して奨学金を活用している方については、例

えば札幌市なんかでは就職して２年目、３年目、４年目ということで支援している実態もございますので、それらをちょっと検討した中で初年度からいくのか、それとも２年目、３年目どこかでいくのか、その辺もこれから議論して確定をさせていただきたい。ただ始めるにあたっては、奨学金の返済基金ということである程度基金を積みながら、その中で上限いくらにするのか、または定数も何名までにするのか、その辺も含めてこれからの議論になるだろうと思いますので、もう少し時間的な余裕をいただければ有り難いと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

わかりました。ちょっと他所から聞いた話なんですけども、子どもをね、お金で縛るような形になるんじゃないのっていう批判も、確かにちょっと聞いた話であるんですけれども、それも子ども達にこれはね、選択肢が広がるような流れ、そして町内にも就職できる、もしくは町内に定住してもらえるような、そういう動機に繋がれば幸いなのかなというふうに、私、思っておりますので、是非とも有効な施策になるように協議していただきたいなというふうに思います。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

以上で、２番、山田顕人君の追跡質問を終わります。

他に追跡質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、追跡質問を終わります。

●　一般質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順番に発言を許します。

始めに１番、成澤五郎君。

◎　１　　番（成澤五郎）

質問のタイトルを申し上げます。『選挙事務従事者に高校生を選任し、選挙教育の場に』であります。

質問の趣旨です。過日、衆議院選挙が行われました。選挙権が１８歳以上に引き下げられたものの、全国的に若者の投票率は依然として低い傾向にあります。

そこで町内１３か所の投票所に配置する事務従事者の一部に高校生を選任し、近い将来付与されるであろう選挙権について学習できる機会を作ってはいかがでしょうか。

選挙事務従事者の選任については、選挙管理委員会の所管事項とは思いますが、教育長並びに町長の所見についてお伺いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

選挙管理委員会とは、地方自治法第１８１条の規定に基づき、選挙が公正に行われるよう、町から独立した機関として設置されているものであります。また、同法第１８６条の規定に基づき、国や地方公共団体等の選挙に関する事務及びこれに関する事務を管理することとされており、議員がおっしゃったように選挙事務従事者の選任については、選挙管理委員会が行っております。

以上のことから、町長である私からご質問にお答えすることは出来ませんが、このような質問があったことは選挙管理委員会にお伝えしたいと思います。

なお、選挙権に関する学習機会等のお話は教育長から答弁をさせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育長。

◎　教 育 長（本間茂裕）

選挙に関わる学習について、お答えを申し上げます。

平成２７年の公職選挙法改正によりまして、選挙権の年齢が１８歳以上に引き下げられたことによりまして、若年層に対する主権者教育の必要性が今高まりを見せております。

総務省及び文部科学省では、高校生向けの副教材を作成配布することで、現在ほぼ全ての高等高校で主権者教育が行われているところでございます。

本町におきましても、小中学校段階において、児童会・生徒会役員選挙で立会演説会、模擬投票の実施、また中学生議会の実施などを通じて、主権者教育の充実に取り組んでおります。

今後につきましても、義務教育段階から主権者としての必要な資質を粘り強く育んでいくこと、また地道に主権者教育を続け、選挙に関心を持つことから進めて参りたい、そのように考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

１番、成澤君。

◎　１　　番（成澤五郎）

只今の答弁、盛大な選挙を期するために選挙管理委員会が町から独立した機関となっているのはお答えのとおりであります。故に、選挙をつかさどる投票管理者や立会人及び事務従事者等の選任も、当然、選管の権限であります。従って、本来なら選管に対する質問であり、町長が質問に応じられないと言われるのは最もかと思います。しかしながら、有り難いことに「このような質問があった」とお伝えいただけるという計らいですので、参考までに申し上げます。１０月の選挙でも町内１３会場の投票所に、管理者や立会人を除く事務従事者が各投票所に４名配置、計５２名選任、配置されておりました。全員が、町長が統轄する町の職員であります。そして、事前の会場設営や当日は早朝６時から着席して、投票終了の夜７時までの１３時間、その後、直ちに役場へ移動、開票作業が始まります。今回は開票終了時間が２３時程でしたので、重労働であります。町長も傍聴席からご覧になっておられましたので、後ほど感想を伺いたいと思います。

小職がかつて住んでいた自治体では２０年も以前から選挙教育を兼ねた高校生の社会参加が進み、事務従事者に選任されておりました。その結果、一つには選挙に対する高校生の意

識の向上、二つ目は社会参加の有用感の醸成、三つ目は結果的に市の職員の労働軽減等の好結果が生まれ、全国的にも拡大していったようであります。町の職員を統轄されている町長のご感想をお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

会場に行って、それぞれ拝見をさせていただいた。その感想ということで、厳格な中で投票、そして開票が行われたものだと認識しております。その中で、いろいろ学生達の場の教育ということで、主権者教育も兼ねて、その場で体験させて、いろいろ選挙の大切さも含めて学んでいただきたいという、議員のご質問なのかなと思っております。ただ、先ほど１回目でお話をさせていただいたように選管のある程度権限でありますので、私がとやかく言える立場ではないということだけは、ちょっと理解していただきたいなと思います。ただ、個人的にいろいろ各政党インターネット等でマニフェストだとか、いろいろ発信しております。それらを主権教育の中で、いろいろやり方だとか考え方、議論するということは決して構わないことなのかなと思っていますので、いろいろ政党がある中で、それぞれ立候補、無所属も含めて立候補して、どういう提案をしながらこの国のために頑張ろうとしているのか、それを知る、考えるという機会というのは本当に大切なことだろうと思っていますので、その重要性は認識しております。ただ、本当に朝早くから職員も夜遅くまで２３時ですか、それまで作業するというような大変な中での労力になりますけれども、ただ、私とすれば、それぞれ無事に投開票までいったということで安堵しているところであります。

◎　議　　長（伊藤政博）

１番、成澤君。

◎　１　　番（成澤五郎）

ありがとうございます。難しい町長という立場でございますので、よく理解をしております。平成２７年度に選挙権の年齢が１８歳以上に引き下げられました。長年議論してきた、その上で改正された選挙権の付与です。今後、選挙を通じて高校生や若者が政治や社会参加が進み、若者の声や考え方が政治に反映されることを願い、質問を終わります。ありがとうございました。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に２番、山田顕人君。

◎　２　　番（山田顕人）

『外国人技能実習生を受入する事業者への支援について』ということで、ご質問させていただきます。

近年、当町においては都市部への人口流出が進んでおり、町内における働き手が不足し、募集してもなかなか来てもらえないという現状が続いております。そのため、一部の事業所では「外国人技能実習制度」を活用し、人手不足の解消にあてているということが現状であります。

しかし、「外国人技能実習制度」については、実習生１人あたり渡航など初期費用に約２２万５千円、１月あたりの管理費に約３万５千円～４万円、帰国のための費用も含めると少なく見積もっても３年間で約１６０万円の経費が掛かり、事業者にとって大きな負担となっ

ております。

当町では、開発途上国などの経済発展を担う「人づくり」への協力による国際貢献を目的とし、中小企業を対象に外国人技能実習生の受入に要する初期費用の一部を支援する「外国人技能実習生受入助成金制度」を平成３０年度から開始し、実習生１人あたり１０万円を助成していますが、３年間の時限的な制度となっております。

一方、近隣では、実習生１人あたり年間１５万円、３年間で最大４５万円を助成するなど、実習生受入のため支援制度が充実している自治体もあります。

そこで、当町の「外国人技能実習生受入助成金制度」について、制度の継続や拡充する考えがないか、町長にお伺い致します。

あわせて、当町における雇用の維持・拡大、中小・小規模事業者の事業継続について、町長の所見をお伺い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

現在、少子高齢化や都市部等への人口流出によって人口減少が続いている状況であり、本町を支える地域産業の労働力不足は大きな課題であると認識しております。

そうした状況を背景として、２０１７年頃から町内事業者における外国人技能実習生の受入れが増加しており、現在は製造業や農業を中心に町内で４２人が技能取得に向けて就労しております。

町においては、技能実習制度の趣旨である開発途上国への国際協力の側面と地域産業の労働力確保の観点から、平成３０年度から３ヵ年の計画で外国人技能実習生の初年度受入れ経費への支援を実施しており、実績と致しましては９社で１８名の受入れに対して１２４万円を支援しております。

この支援制度は終了しておりますが、今年７月に地域事業者９０社を対象とした「労働力の実態に関する調査」を実施しており、４８社から回答をいただいているところであります。この調査に回答した地域事業者の約６割が労働力不足の実態にあり、その分野としては農業、建設業、小売業で顕著になっているところであります。また、事業者における労働力不足を解決するための取組として、ハローワーク等での求人はもとより、生産性向上を図る設備等の導入を進めているといった回答のほか、今後も技能実習生の積極的な受け入れを予定していると４事業者が回答しております。

こうした調査結果も踏まえ、技能実習生受入れに関する助成制度の継続や拡充については一定の必要性があるものと認識しております。その方向性について検討を進めて参りたいと考えております。

今後も人口減少が見込まれる状況下において地域産業の維持継続を図るためには、労働力確保に向けた移住政策や担い手確保の取組のほか、農福連携の推進など多角的な取組を加速させる必要があるとともに、生産性向上や省力化を進める事業者への支援もあわせて検討していく必要があるものと考えております。

コロナ禍において今後の国内経済の回復が見通せない中で、本町を支える地域産業においても厳しい経営状況が続いておりますので、各産業団体とも意見交換を図りながら事業継続

に向けた新たな支援制度の構築も含めて早急に進めて参りたいと考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

「労働力の実態に関する調査」を実施したということで、９０社中４８社が回答に応じたということで、半数ちょっとの意見反映ということで少し少ないのかなという気もするんですけども、６割が労働力不足である。言い換えると、人がいれば、まだまだ生産量を向上していけるんだというふうにも私は捉えておりますけれども。しかしながら、地元の方を雇用したいが来てもらえない。企業内部の新陳代謝がなされていかないと。そして、慢性的な人手不足に陥っているということで、生産量を維持するだけでも大変になってきているということであります。そこで、最低限の労働力を確保するための苦肉の策で、外国人技能実習生を雇用しているのが現状だと思っていますが、町長も一次産業に携わっていたわけですから、雇用するのはなかなか大変なんだということも承知の上だと思っております。当町のみならず、この技能実習制度は必要不可欠になってきているんだというふうに認識しております。先ほど技能実習生の受入助成制度の継続や拡充について一定の必要性があると。その方向性を検討すると申しておりましたが、今段階で町長の考え方、どのような形がいいのか、どのような助成制度になればいいのか、町長の所見をお伺いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

現状でいけば継続というのは進めさせていただきたいなと思っております。ただ、どのように拡大、または雇用に結びつくのか、その辺もまたどういうあり方がいいのかというのは議論をしていかなければならないところだと思います。３年間やってきたというのは初期費用の上限１０万ということで、３年間やってきた経緯がありますけれども、議員おっしゃるように、管理費等も毎月２万３千円～４万円くらい掛かっているという、そして初期費用でいけば大体平均ですけども、２６万６千円くらい掛かっているという現状もございますので、それらをどうまた形にできるかというのは、これからまた議論をしていかなきゃなんないのかなという気はしております。ただ、今このコロナ禍の中でまだまだ人材的には不足なんだというお話もありますので、このコロナ禍が落ち着けば、それぞれ産業の方々で１６名希望したいというお話もあります。例えば１６名で隣り町のようにある程度１５万台いくということになれば１６名で、例えば５年間支援するということになれば１，２００万円くらい、かなり高額な支援になりますので、その辺も含めてどういう知内独自の考え方で進めていくのかというのはこれから検討させていただきたいなと思います。ただ、こればかりを比べるのではなくて、町全体の産業のあり方、町の支援のあり方、そして今後、設備投資、人材不足に対応するための設備投資、これらも勘案した中でどういう策が一番この知内の事業者として受け入れてもらえる、事業者がですね、受け入れてもらえる支援策になるのか、その辺も含めて協議をさせていただきたいと考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

いろいろとね、施策を考えていきながらということではございます。今、継続はそこそこ少しは考えているようなニュアンスでおりましたけれども、拡大の方はあまり考えていないというようなニュアンスで、私、受け止めたんですけども。私の考えなんですけれども、今のところ外国人の方がいることによって、町はプラスにしかなっていないというふうに考えております。３年間で１２４万円の助成実績がある。平成３０年度以前から雇用している事業者は何も恩恵を受けていないわけです。企業の努力で実習生を受け入れてくる。実習生の方が人口に加わることによって、地方交付税が人口割の部分で増額になっているのは必然的であります。町税も納めておりますし、尚且つ、事業者の生産量が維持していることを鑑みれば法人税も当然ながら納められているということで、その一部を事業所の経費軽減する意味でも助成してもいいんだろうと私は思っております。では、どの程度助成すればいいのかということで、先ほど隣り町の方でもやられておりますので、その辺りを本当は目処にしていただきたいなというふうにも思っているんですけども。「隣の芝生は青く見える」ということわざがありますけれども、現状ですと、隣の芝生は青いんですね。その辺の魅力的なまちづくりの観点からすると、最低でもやはり隣り町と同等にしていただければなというふうには思うんですけれども、もう一度その辺、町長の考え方をお伺いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

外国人実習生の雇用については、それぞれ担い手不足だとか後継者不足の中で貴重な戦力になっていることは間違いないだろうと思います。その中で町がどういう支援をするかというのは、先ほども申しましたように生産性の向上、そして設備、労働力軽減のための設備投資等、様々な観点からそれぞれ判断をさせていただきたいなと思っております。ただ、集中的に、確かに研修生１名来れば交付税５年間のスパンでありますけれども、その中で４２名いれば２５万～３０万くらいの交付措置はされるだろうと考えておりますけれども。ただ、それだけで全体的な、確かにそれ以外の生活ありますので、いろいろ町の貢献している部分、それはあすなろ福祉会と変わらない感じなのかなと思っています。現在４２名おります。以前は６２名まで実習生がこの町で暮らしていたという現実もありますので、今後のこのコロナの状況を加味しながら、それぞれまた事業者が動き出すだろうと思いますので、その時は最低限のそうした支援というのは必要になってくるという現状は私も変わりありませんけれども、ただそれをどこまで拡大するかというのは、やっぱり全体の財政もありますので、それらも含めて最終的に判断をさせていただきたいなと思っています。議員おっしゃるように、そうやって研修生が４０名、６０名入っていただけるというのは大変町にとっては有り難いことでありますし、それが労働力、生産性向上にも繋がっているのは間違いないだろうし、労働力が不足すればやっぱりその状況にあわせて生産を落とすということにも繋がりますので、是非そういうことがないようにそれぞれ労働力を確保しながら、更に事業者の生産が向上するように、それは一緒の考えでありますので、その辺どういう形での支援がいいかもう少し検討させていただければ有り難いなと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今、いろいろ様々な政策を取っているところではあるんですけども、労働力を確保しつつということであるんですけども、なかなか来てもらえないのが現状なんです。そこで苦肉の策でやはり事業者さん、皆さん高い経費を払って、そして賃金は最低、ちょっと勘違いされている部分もあるかと思うんです。賃金は最低保障の額で雇ってもらっているから事業者は楽なんだろうというような表現をする方もいるんですよね。しかしながら、違うんですよね、そこはね。やはり管理費というものが莫大に掛かっているというところで、通常の日本の方に働いてもらった方が全然経費的には楽になっていく。そして賃金の方も本来であれば上げていくこともできるという流れになるんですけれども、本当に今、町長言われたとおり、おそらくここは財政的にはゆるくないんだろうという形なんでしょうけれども、地方交付税をね、算定するにあたって、いろいろと多分、人口の関係で入力したり、なんなりということが出てくると思うんです。仮に今、平成２年度でいけば１８億何某かな、それを単に４千人で割るというような話ではないと思うんですけども、それでもやはり人口にはプラスになっていって、その人口割が単に一人あたり３０万、４０万とか、そういう流れになっているのかなという気持ちもあるんです、実際のところは。その辺で鑑みると、３年間で１２０万ぐらい、一人頭そのぐらいにはなるのかなと。それであれば、そのぐらいの助成はしてもいいのかなというふうに私思うんですけども、もう一度お願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

ただ、全体の産業の形態見て労働力確保のための財源というのは必要。繰り返しになりますけども、それは同じ考えだと思っております。ただ事業全体を見た時に、それをどう皆さんに理解されるような制度の仕組みを作るかということは、基本的に大切なことだろうと思っています。今、省力化に繋ぐということで、ニラのそぐり機だとかいろいろ手当している経過もございますし、それによって更に生産が向上する。そうすることによって、また労働力不足というのは間違いなく発生するわけですし、その必要性というのは本当に理解をさせていただいております。ただ近隣とどうのこうのということになると、先ほど言ったように、例えば今、希望している１６名がぼんっと来た時に５年間保証ということになれば１，２００万円程度掛かっていく。ただ５年間でありますので、それぞれ割ったらそうでもないだろうというお話もあるかもしれませんけれども、それを全体的に組み立てていく時にどうなのか、これは今これから査定入りますので、その中で最終的にどの程度の継続支援ができるのか、それをまず内部でいろいろ議論させていただいて、今後に繋げていけるように、決して事業者の意欲を削ぐことのないように、これからも前向きに議論させていただきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今回の質問、先ほどのね、奨学金の関係もそうなんですけれども、今、人口減少が急激に進んでいる現状、これを少しでも緩やかにするための施策という、今回の質問もそうなんですけれども、そういうふうに考えております。今、昨年の１０月末から今月の１０月末同時期で、昨年から比べると１５５名の方が減少しているということになっております。自然現

象がどのくらいになっているのか、ちょっと私、把握してないんですけれども、幾らかでも、数年前まではね、８０人前後の減少の形で進んでいたとは思うんですけども、今年に関してはもう２倍近くになっているというところもありますので、幾らかでもその辺り抵抗していかなければならないんだろうなというふうに私感じているところなんですけれども、こう言うとね、失礼かもしれないですけれども、ものづくり産業振興条例や移住促進関係の施策を講じて、近隣町よりも人口減少が緩やかだったというところがあるんですけれども、今はそう変わらない状態になってきて、先ほども町長言っていましたけれども、来年度早々には４千人を切ってしまうのが、４千人を割ってしまうのが現状なのかなというふうに思っております。ここで何かを仕掛けていかなければ、本当にどんどんどんどん今まで積み上げてきたものが何も無くなってしまうのかなというような思いであるんですけれども、その辺り本当に、町長その辺り緊張感を感じながら何か仕掛けていかなきゃなんないんでないかって、私、思っているんですが、その辺、町長の考えお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

先ほど追跡質問であったように奨学金返済の制度、そして、それもいろいろ人口減に繋がる要素、まして２０代から３０代の減少が１０年前と比べれば２８％の減になっているという大きい数字もございます。それらをどう抑えていくか、やっぱりここに魅力がないとなかなか卒業生、新規就業に繋がらないというのはわかりますし、まして高校で、ソクラテスミーティングの中で事業者がそれぞれアピールしていただく現状あるんですけども、なかなか高校生がそこに目を向けていただけないという、残念ながらそういう状況もございますし、知内町でも次年度に向けて１名職員の募集をかけました。残念ながらゼロです。ということで今、社会人枠で何とかということで、今進めている現状もあります。なかなか選ぶ側と我々が受ける側とのマッチングがなかなか噛み合わないという現状もありますし、それらをもう少し分析しながら奨学支援制度、そして外国人実習生の制度、そして、また省力化に向けた様々な事業の展開ができれば、これからやっていかなければならないという危機感は当然持っております。自分も１月から町内で亡くなる方、現在１２５名くらい、自分の中ではそのくらいいるだろうと把握しておりますし、今年の出生率も１４名という、残念ながら。それで先ほど議員からあったように、１５５名全体で社会現象も含めながらそれだけ減っているという、これは今までですと、平均大体年度的には１００人前後で推移していた現状がありますけれども、このコロナの影響もあるのかどうかわかりませんけれども、人口が減少しているというのは間違いない現象だろうと思っています。どの町村も、北海道も、全国的にもそうした考えの下、札幌市も先ほど奨学資金の話をしておりましたけれども、札幌市も２０代の減少、１千人から毎年２千人くらい大都市へ移動するという現状もあります。我々にすれば札幌だとか、東京だとか、流出は大きいんだろうと思いますけれども、そうした北海道においての大都市もそういう減少の中で何とかその２０代を市に残っていただくということで、奨学金制度も始めた経緯ありますので、是非その辺は我々もしっかりその認識をしながら、次の政策に結び付けられるようにちょっと大胆にしなければならないと思っていますので、その辺はまた次年度の予算の中で議論していただければ有り難いなと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

大胆な政策というところも、今、町長言われていました。何とかこの人口減少を何とかね、食い止めることはできません。緩やかに何とか政策をもってやっていってほしいなというところだと思っております。そしてですね、先ほど事業どういうふうに考えているの、事業継承どういうふうに考えているのというところで、地域産業の持続、継続を図るためには労働力確保に向けた移住政策や担い手確保の取組みということで、冒頭言われております。移住政策というのはプラットホームだとかその辺の政策だとは思うんですけれども、あと担い手センターを核として担い手を育てていくというところで、その辺りを継続、ただ継続していくのか、また何か盛り込んでいくのか、プラス何か、またはまた新たな政策を何か考えていくのか、その辺、町長の考え方、今時点であるのか、ちょっとお伺いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

現在、移住政策、担い手確保についてはそれぞれ協議会でも議論しながら今進めている経過ございますし、それぞれ札幌、東京等にも足を運んで、それぞれ町の状況を説明しながら受け入れ体制を強化しているという現状にあります。そして農福連携、今、ニラの掃除刈りということで今年やらせていただいて、次年度から事業の展開ができるだろうと思っていますけれども、それらも含めて将来的にはその規模を拡大できるのであればお互い連携して、企業さんと連携しながら拡充をしていければなと思っていますし、ＵＩＪも含めていろいろ検討させていただくこと、まだ課題はあるだろうと思いますけれども、その辺も強化しながらこれから進めさせていただきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

労働力確保に向けた移住政策、この辺りね、今やってて、移住政策だとか、担い手センターだとか、この辺やってても何か目の覚める実績があったのかというところもあるんですね。だからその辺りをもうちょっと拡大するなり何かしていって労働力確保に繋げていただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、生産性向上や省力化を進める事業者にもあわせて支援をというところで、この辺り少し興味深いところではあるんですけれども、今段階で町長の頭の中で、例えばですよ、太陽光を何かしらに使って、確かにニラのハウスだとかそういうものに利用していくんだというものに対して何かこうやって町の方で支援していきたいんだというような、そういうような何か具体的な施策って何か町長ありますか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

今、ゼロカーボンに向けて次年度からスタートしようということで、今年度もそれぞれ予

算を計上しながら今、次年度に向けて活動しているところであります。これから、ゼロカーボン宣言できるかどうか、多分したいと思っていますので、その中で国の支援がどの程度付いてくるのか、それによってある程度太陽光発電だとか、いろいろ事業者と連携した取組みもできるんだろうと考えております。その中で省力化も含めてどう対応できるのか、いろいろ案は出てくるだろうと思っていますし、それで自分が就任した当初ＩＯＴということで、今、ＡＩということで時代は進んでいますけれども、それらのデータを活用するだとか、システムも活用する、例えばセンサーでいろいろ情報を積み上げた中でＡＩに判断してもらう、そうした活動の取組みというのはなかなか現状できておりませんので、もう既にそういうこのコロナによって時代は変わったんだということで、それぞれ今、ＤＸだとか国の方で政策もございますので、そちらの方に目を向けていかないとなかなかスマート農業に繋がらないと自分は思っていますので、その辺もちょっといろいろ現場と協議しながらこれから詰めて、どう次の時代がＡＩに結び付いていける、その基礎データを積み上げる年になれるのか、それも自分としてはそれぞれ加速させて、それぞれ連携をして、強化をさせていただければなと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

わかりました。先ほど町長も言われていました。町内事業者が衰退することによって町も衰退していく。これは確実なんです。この辺りを肝に銘じながら施策を考えていってほしいなというふうにも思うんですけれども、外国人研修生の受入、その辺りの施策も当然ながら今言われた労働力確保に向けた取組み、その辺をしっかり、多分、複合型になるのか、その辺はちょっとわからないですけれども、その辺りをしっかり施策として掲げていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に７番、笠松悦子君。

◎　７　　番（笠松悦子）

それでは、私の方から質問させていただきます。

質問事項『「笑顔輝く躍動の町への再挑戦」への達成状況と令和４年度に向けての展開について』質問させていただきます。

質問趣旨は、平成３１年２月の町長選挙にあたり、西山町長が町政にかける思いや目指すまちづくりについて記されたものが配られておりました。そこには「笑顔輝く躍動の町への再挑戦」と掲げ、「行政改革」、「医療福祉」、「経済政策」、「ＩＴ（情報技術）支援政策」、「教育政策」の５つの分野ごとの政策が謳われています。その中には、給食費無償化など実現したものもありますが、町長になられてから２年１０ヵ月を経過した現時点における各政策の達成状況について、町長の所感をお伺い致します。

また、それを踏まえた上で、令和４年度に向けての町政や施策展開について、町長のお考えをお伺い致したいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

平成３１年２月に知内町長に就任して以来、早いものでもうすぐ３年を迎えようとしているところであります。これまで多くの町民や議会議員の皆様にはご理解・ご協力を賜り、私の政権のテーマである「笑顔輝く躍動の町への再挑戦」の実現のために各種政策の推進に鋭意取り組んできたところでございます。

議員からの質問にあるとおり、私が町政を担うにあたり、公約として掲げた５つの主要な分野と、その分野ごとに全部で２３の具体的な政策を提言させていただきました。各政策の評価検証につきましては、町民の皆様や議会審議においてしていただくものと考えておりますが、これまで取り組んで参りました進捗状況について主なものを説明させていただきたいと思います。

まず、「行政改革」の分野についてでありますけれども、町の行財政改善計画を策定し、事業の精査や職員の定員管理などを見直し、財政の立て直しを図ったところであります。これについては、財政調整基金など各種基金に一定の積み増しがなされ、総額２４億を超える見込みとなり、初期の目標を達成するものとなっております。また、一般町民への財政の「見える化」を実現し、町の財政状況やお金の使い道などについて、広報誌などを通じてわかりやすい周知に努めてきたところでもございます。

次に「医療福祉」の分野においては、増加する高齢者世帯の暮らしを支えるために、福祉灯油の拡充やデマンドバスの運行を実施し、今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるような政策を進めて参りたいと思います。

また、「経済政策」の分野では、兼ねてから検討を進めておりました農福連携について、社会福祉法人との協議が整い、次年度からの事業開始に向け、方向性が示されたところであり、一方、漁業では養殖漁業の可能性も含め、現在、水産振興計画の策定を進めているところであります。

最後に「教育政策」については、ＡＬＴを２名に拡充し幼小中高一貫の英語教育の推進を実施し、更には子育て世代の応援政策として、給食費の無償化を実現するとともに、幼児教育と保育が一体となった「しりうち認定こども園」の建設に着手し、次年度開園する予定となっております。

しかしながら、一方では、現時点において未実施の政策もございます。これらについては関係機関等との協議を重ねておりますが、様々な解決すべき課題等がございますので、今後、事業内容の見直しや改善等を加えた形で実現の方向に進めていければなと考えております。

さて、令和４年度の町政についてですが、次年度は私の１期目の任期最終年度にあたります。政治公約の実現は元より、当町においては加速化する人口減少、少子高齢化、労働力不足などの課題が山積しており、更には、新型コロナウイルス感染症によって停滞した経済の立て直しにも着手しなければなりません。また、老朽化する公共施設の大規模改修や長寿命化対策等の施設維持費も町の財政を圧迫するものとなっております。

現在、令和４年度の予算編成について関係各課と協議して進めておりますけれども、これらの実情を踏まえながら、財源の有効的な活用へ創意工夫を凝らし、「笑顔輝く躍動の町への再挑戦」実現に向けて、町政を運営させていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

ありがとうございます。本当にご丁寧なお答えをいただきまして、本当に有り難く思います。その中で改めてお伺いしたいんですけれども、まず一点目の「行政改革」に関しまして、一番先にここに挙げておりました。町長さん、私、これを元に毎日のように私これを見てて、本当に今の町政はどうなっているのか、西山町長の下で知内の営みは本当にどういうふうになっているのか、本当に西山町長さん誕生の時に民間からの町長ということで、やっぱり町民の皆さんも大変な期待を持っていた方々も多かったようにお聞きしております。その中で行政分野での女性の参画、また女性の管理職登用の割合を増やしますと謳っておりました。まだ本当に道半ばでありますけれども、やっぱり今もそれにお考えは変わらないでいるんでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

女性の活躍の場ということで、今、女性職員もかなり多くなりましたし、若い若者が今ある程度内部で仕事しやすい環境にはなってきているだろうと思います。ただ、今、管理職、残念ながら男性一色でありますので、是非、女性の声も大切な要素でありますので、そういう面では自分の中では適材適所にそうした方がいれば、いつでも上げるような腹でいますので、それは次年度に向けて、また、これから人事の議論もされますので、その中で検討して次に向けていければと考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

今、本当に町長さんの言われるとおり、今、女性参画が本当にしやすくというか、まだまだ針のむしろではございますけれども、やっぱりこの世の中、男性と女性しかいません。やっぱりその中で、やっぱりこの分野においては女性の視点が大切だなと思われるもの、また、この分野はやっぱり男性でなければ引っ張っていけないんでないかという、その分野がやっぱりあると思うんです。そういう中でやっぱりこれは是非進めていっていただきたいなと思います。

それとですね、町長さんの先ほどのお答えの中で積立金が増えたということになっていますよね。これは努力もあると思いますけれども、たまたまこの１、２年コロナ禍の中で事業ができなかったことやら何やらも影響しているんではないかと思うんですけれども、町長さんのお考えってどうだったでしょう。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

確かにコロナの影響あって事業ができなかった部分というのは数多くありましたので、その影響は間違いなくあるだろうという認識をさせていただいております。ただ、内部検証なんですけども、例えば令和２年４月から手数料の改正を実施したとか、ふるさと納税も今現在、前年度１億８千万円でしたけれども、今年度は２億に向けて今、鋭意担当が努力してい

る状況にもございますし、また、旧中ノ川小学校、文化交流センターも売却ということで１億入っておりますし、また、町の事務の見直しということで食糧費の廃止、または公用車での出張の推進だとか、いろいろ内部でそれぞれ小さい数字ではありますけれども、積み上げている現象もございますし、当然、再任用、一般職員の減少等もあります。ただ、これに関しては議会からも言われておりますけれども、どこまで職員を減らしていくのかという一つの課題あります。ただ、今、自分の中では様々なＤＸだとか、ゼロカーボンに向けての対応だとか、なかなかそういう中で減らす、今後減らしていくというのはかなり厳しい、町の職員に負担をかけるという面も見受けられますので、次年度については多少職員の数を増やしていく、または協力隊ですか、それらの活用も含めてある程度町に協力していただいて、それで何とか財政的なものを負担、あまり負担しないでこれから新たな４年度に向けて事業の展開を進めていかなければならないだろうと思っています。その他にも、ものづくり事業の圧縮だとか、それらも含めると相当内部で詰めた要素はございます。そして、たまたまということもありますけれども、初年度、２年度職員の退手の積み上げ５千万円あるんですけども、これが２年免除になった。これは大変大きいところだったのかなと思っています。ただ、次年度に向けては、その軽減というのは多分ないだろうと思っていますので、それがぼんっと膨らみます。そして先ほどしりうち認定こども園の関係で委員長より報告あったように、令和７年度から３千万円くらいの町の支出も減るということ。これは一緒になった効果だと思っていますので、それらの財源等もございますので、全体的に次年度がどういう財政状況になるのか、まだヒアリング始まっておりませんので、わかりませんけれども、いろんなそういう職員の努力もある。このコロナも勿論ありますけれども、そうした職員の積み上げもあるということで理解していただければ有り難いと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

本当に事務費の削減、人員の削減、努力はしてきたと思います。でも、私的には人を減らしてやっぱり適材適所というか、人、必要な人もあるが為に政策もきちんと運ぶものと思っておりますので、人員削減の方はやっぱり適材的にやっていただきたいなと思います。

それで、次の「医療福祉」の方でお尋ね致しますけれども、まず先に町長が目指す福祉というものについて、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

福祉に関しては農福、農業者といろいろ事業者と関わりながら、そうした施設の方々の利用者さんと協力しながら一つの事業を展開していく。その中でサポートしていただけるという環境をつくる、それが一つ。

そしてもう一つは、やはりいろいろ家庭状況もございまして、いろいろ引きこもりだとか福祉の面で多々そういう方々がもういるだろうと思いますので、そうしたものについても農福の中で、連携の中で、福祉施設との連携の中で一つやっていければなと思っています。ただ、今年度いろいろ研修の中でそうした勉強を積み重ねて次年度に活かすということだったんですけども、それもコロナによって事業がストップしている状況でありますので、これか

らそれら今の感染状況を踏まえながら次年度どう展開していけるか、それもこれからヒアリングの中でいろいろ各課から提案あるだろうと思っています。二つの方向性で考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

今、町長さんも触れられたので、やっぱり全国的にというか社会的に今、８０５０問題が本当に今、これから本当に多くなるでしょうし、知内町においても無いわけではないような気がするんです。私達も政治活動っていうか、各家庭を訪問させていただいて、やっぱりそういうところも見られましたし、私も個人的にもお話聞けるお母さん方もいらっしゃいました。これから本当にそういう方にも、でも凄く難しい問題なので、どうやってそこに入り込んでいくか、それも難しいのでね、でもそこはやっぱり入り込んでいかないと解決できない問題になってくると思うので、そういう政策もちょっとそこに力を入れて今後やっていただきたいなと思います。

それと今、町長さんがおっしゃる農福連携なんですけれども、私が考えるのがおかしいのかもしれませんけれども、人手不足のための解消政策ではないですよね。でも、何となく受ける側もきちんとした受け皿になっているのか、そこも考えながらきちんとやっていかないと、この先どこかで詰まる恐れがあると思うんです。この本当に農福連携の本来の姿は一人も取り残すことのない社会を目指してということで、共に助けあって生きることの目的なんですよね。その障がい者って言っちゃいけないんですけれども、そういう方々が社会参画を本当に当たり前に「あ、私、生きていた」と思えるような社会参画の仕方をしてほしいなと思います。して、この中で社会福祉法人さんを相手というか、社会福祉法人さんのことだけを考えているのか、それともその社会福祉法人さんに通えない、通っていない方々もいるっていうことを取り残さないでほしいなと思いますけれども、町長さん、そこのところはどういうふうに取り込んでいこうと思っていらっしゃるのか、もし今お考えがあったらちょっとお聞かせ願えればと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

まず始めに８０５０、８０歳の両親が５０代の子ども達を面倒見るという今状況、全国的にいろいろ以前から課題になっていることなんですけども、どうしても引きこもる要素というのはありますけれども、そこは何とか社会に復帰してもらおうという、当然、両親にすればそういう感情もありますし、我々もそうした福祉の関係性をお互い話し合いで深めながら何とか誘導して外で楽しむ、または仕事をするその喜び等も含めて感じていただく、それを感じて受け入れてもらうためには確かに時間のかかることだろうと思いますけれども、そうした連携が積み重なることによって、そうした子ども達がある程度大人の年代ですけども、そうした方がまた社会に復帰したいと、そして稼ぎたいと、そして稼ぐ喜びを知りたいと、そして褒められるというか、そういうのもまた大切な要素だと思いますので、それらを感じていただきながら社会貢献していただく環境に結び付けばなと思っております。確かに農福の中で事業者との関係性もあります。受け入れる側とのトラブルもかなり多いと聞いており

ますので、そういう意味では受け入れる側の教育というか、そういう研修も大切な要素でありますし、決して法人だけではなく必要性を求めているのであれば、お互いマッチングすればそれは可能だと思っていますので、これからどう事業展開していくのか、これからの話になるだろうと思いますけれども、まず一歩踏み出すということが大切だと思っています。それによって利用者さんも、ある程度引きこもりの方々も働く喜びを感じていただき、それぞれが所得、収入になるわけですから、それをまた社会に還元する、また使うという楽しみもありますので、そうした生きたお金を自分で稼いでどう使うか、それもまた生きていく上での大切な要素だと思っていますので、これからそういう環境が広がればいいと思っていますので、これから福祉協議会の皆さんとは議論を重ねて、そうした方向性でいければと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

本当に健常者とそういう方々との触れ合い、あと、そういうふうな身体になっている方々が生きてて良かった、働く喜び、人との繋がりが持てたという道を模索していただきたいなと思います。

それでですね、それと、最後に一つちょっと町長さんにお伺いしたいことがあるんですけれども、私と町長さんは議員としての時代があまりなかったと思うんです、３年くらいでしたっけ。その中で私凄く思ったこと、凄い心に焼き付いていることが一つあるんです。例えば人事院の勧告によって給料をどうするかこうするかって、この議会でも出された時にですけれども、その時に町長さんは「民間のことを知っているか」って、よく言われていましたよね。やっぱり「民間と揃えれ」っていうお考えだったと思うんですけれども、それは今もお変わりないんでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

自分も議員時代、確かに国でいろいろ社会状況を鑑みた中でそれぞれ人事院勧告ということで全国に一律に通達が回って、それを審議して町がどうする、諮問委員会にかけてそれらをもとに進めるわけですけれども、当時、自分も今の国全体でなくて地域の実情、事業化がどういう状況にあるのか、その状況も踏まえながら、やはり報酬、特に我々三役、特別職に関してはそういう判断も必要になるだろうということで、いろいろ議論してきた経過がございます。一時このコロナが始まって一律１０万という、それぞれ全国民に配布するという、その時にも我々三役で議論して軽減措置をさせていただいたということで、今もそういう強い気持ちは変わりません。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

わかりました。でも、私はですね、職員さん、公務員の方々の給料を下げるというのは如何なものかと思うんです。私が言うまででもないんですけれども、この４町の中ででも知内の職員さんの給料は多分低いという、確か何かのデータで見ていたんですけれども、下げる

ことがいいのか、下げて例えば労働意欲を無くして果たしていいのか。私達もいろいろ人を使って仕事をしていますけれども、やっぱりお金のために皆さん働くんですよ。ましてここ行政マンとしてやっぱり民間とまた別な職種じゃないかなって思っています。その中でやっぱり行政マンとして磨いていただきたく、給料は下げるべきじゃないし、だから、私は働ける環境、先ほど町長さん、環境も良くなったっておっしゃっていました。本当にやっぱりミスなり、失敗なり何なりがあるのは環境が一番問題あると思うんです。やっぱり上の方々がしっかりと「お前達、好きなようにやれ、自分達の能力を発揮しろ」そう言っていると、若い方々も本当に働く意欲も出るでしょうし、研究もすると思うんです。だから、そのために私はこの民間と皆が揃えるというのは、私は反対でした。町長さんのおっしゃる三役さんとかというのはわかります。今後この行政を担っていただくために若い人達の意欲を引っ張るということ、やっぱりそこに力を注いで、あと４年間、また次も担っていくんだろうと思いますけれども、やっぱりそこに重点を置きながら、この町が、本当に町長さんが思うように「笑顔輝く躍動の町へ」再挑戦を外して、町へということで頑張っていただきたいなと思います。町長さんからその目標というか、私はこれでやりますという、その笑顔輝く町へという、その言葉、もう一回大きく聞こえればなと思いますので。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

先ほどの報酬の件、人事院勧告の件なんですけども、我々あくまでも三役止まりです、そういう考えというのは。決してそれを職員までどうのこうのという気もありませんし、まして今、高卒で１４万ちょっとという現状ございます。果たして、この数字もどうなのかという、自分も内部の中での議論なんですけども、果たして、これでどうなのか。今、最低賃金も上がっている状況にございますので、町の職員がこのままずっといくというか、この町の基準もある程度変えていく必要性も気持ちの中では葛藤しております。ただそれがどういう形で議論できるのか、これは我々の提案だけではなくて、いろいろ町民だとか議員の皆さん、当然ですけども、議論して、初めてその給料の見直しだとか手をかけれる問題だと思っていますので、その辺は全体的なことを考えてこれから議論をさせていただきたいなと思っています。

あと「笑顔輝く躍動の町への再挑戦」ということで、この３年間ある程度やってきました。自分の思うことなんですけども、事業を継続する、経済を活性化する、これは間違いなく大切なことだと認識しております。先ほど来、２番議員からいろいろ質問ありましたけれども、そのための政策としてどう展開できるか、一方では１３町内会あります。それぞれの町内会要望というのは、それぞれ生活に密着する要請でありますので、それをどうやり切れるかという、それもまた町民の笑顔、一番末端の中で繋がっている町内会がそれぞれの地区の中で高齢者、または若者の意見を吸い上げながら我々にどう提案していただくか、その方々がどう笑顔になっていく事業を展開できるかというのも大切な要素だと思っていますので、これを二つ大切にしながら、そして人口減少というのは日本全体の課題でありますので、どういう形でやれば効果的なものが出てくるのかというのは、まだいろいろ他町村も苦労している状況だと思います。それによって子育ての、自分もストーリーの中で応援させていただきたいということで、いろいろ施策を展開しておりますけれども、なかなかそれが出生数にも反

映できるかと言えば、結果論だけ見れば今１４名ということで、なかなかプラスにはならないという現状もございますので、それらを一つずつ、コツコツ積み上げる、それをどう他の町内外にアピールしながら、知内はこれだけやっているということをアピールして魅力的な町なんだということも宣伝しながら、移住政策にも結び付けられることもまた大切な要素だと思います。自分、今、上下水道で議論をさせていただいております。先ほど議員からあったような女性目線ということで、副町長の提案もございまして女性の委員を多くして、これからの課題にどう向き合うべきなのか今議論をしている状況ですけども、この下水道事業、全国的にもう３０年を迎えるということで知内町も平成１３年から稼働しておりますので、２０年になります。そうした中で老朽化の対応、本当にこれ今、中ノ川から涌元それぞれ共用区設けてやっていますけども、これをじゃあいつまで我々の財政力の中で、人口減少が起きる中で維持できるのか、またはいろんな屋体あります。この公共施設も令和４年から５年計画の中で、２１件で２１億これから掛かっていくという、そうした長期計画もありますので、それらをまず全部やっていく、こなしていくというのは無理な作業になります。そうした中でどれを先送りして優先順位の高い緊急性のあるものを先に改築なりいろいろ手当をしていくか、それにも相当の財源必要でありますので、それらを均等化した中で知内はどうするか、本当に知内というのは下水道もありますし、上手い水は安い、そして安い水もありますし、環境的には子育ての環境もある程度整っている町だと思っていますので、あとは本当に経済がもう少し活性化どんどんどんどんしてもらえる方向に結びつけば、また総体的に良いまちづくりもできるんだろうと思っています。その総体が上手く回らなければ、なかなか今後厳しい状況というのは続くだろうと思っていますので、それらをどう先手先手でクリアしながら結びつけるか、１０年先見ながら、２０年先見ながら、１回議論で議会の中で水道料値下げというお話も議論させていただいた経過ございます。皆さん、周知している方もいるだろうと思いますけども、その当時、佐々木課長、絶対駄目だということで水道料の値下げはしなかった。現実問題どうなのかということになれば、今、製造業で海外から輸出している油のせいで、なかなか浄化機能が働かないということで、海外でその水を大量に使う作業は海外でやって、日本にはその後の水を使わないでその浄化槽を今のまま何とかクリアできるようにという話も出ています。今後考えれば、水の量も減るし、まして北電の今の稼働状況見れば、いろんな当然水も減るだろうし、いろんな課題が出てくるだろうと思っています。それを考えれば、本当にかなりの財政的な圧迫というのは避けられない。それを年度年度で、どう先手で考え方として整理をして１０年先、２０年先を見ていくかというのはこれからそれぞれ各担当の中で一生懸命議論していただいて、今後に繋げるように笑顔がいつでも我々の町からこぼれるような、そんなまちづくりに繋がればと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

本当にいろいろ町長さんの今後の夢、展望などもお聞かせいただきまして、ありがとうございます。本当に町民からも「あの町長には１００万やってもいい」、自分自身も「俺、これだけ動くんだから１００万貰ってもいい」っていうような気構えで、この先、知内町制を引っ張っていただければなと思います。そういう気持ちで頑張ってほしいなと思います。本当にこの水道から出る水は美味しい、空気もいい、まして生活環境も下水道通っている、そう

いうようなことを訴えながら、まして木古内まで今、道路が続きます。それなどを鑑みして、どうぞ人を呼んで、また、町から教育のために流れるというようなことを止めれるような、せっかく今、一貫教育実現しようとしています。でも、その中でやっぱりメリットも沢山あります。その町で自分達が子育てできるということ。でも、その中に落とし穴があると思います。やっぱり１５年以上同じ所で、同じ顔合わせでやっているということは、やっぱり駄目な面も、駄目な面というか人を敬うとか先輩、後輩のことも無くなるということも考えられますので、そこのところを鑑みしながら町の教育の質を上げていただきたいなと思います。これで私は終わりたいと思います。それだけ要望して、よろしくお願い致します。ありがとうございました。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

再開は、１１時４０分と致します。

（　休憩　午前１１時２２分　）

（　再開　午前１１時４０分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

◎　議　　長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

第４回定例会、上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、大変忙しい中、令和３年第４回知内町議会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、承認１件、議案６件であります。

承認第１号の専決処分の承認を求めることについては、行政報告を致しました１１月２日発生の大雨による災害応急対策に関する予算を１１月４日付で専決したものであります。内容は、令和３年度知内町一般会計補正予算（第６号）として、歳入歳出それぞれ６８９万４千円を追加し、総額を５１億３４０万５千円としたものであります。

議案第１号の令和３年度知内町一般会計補正予算（第７号）については、歳入歳出それぞれ１億５，８６５万９千円を追加し、総額を５２億６，２０６万４千円とするものであります。補正の主な内容は、ふるさと納税関係で基金積立金に８，６００万円、新型コロナウイルス感染症対策費に子育て世帯臨時特別給付金等を４，６４８万５千円の追加が主なものであります。

議案第２号の令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）については、歳入歳出それぞれ１３０万４千円を減額し、８，１８０万１千円とするものであります。補正の主な内容は、広域連合納付金の減額によるものであります。

議案第３号の令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、歳入歳出それぞれ３１２万４千円を追加し、総額を５億６，０６１万３千円とするものであります。補正の主な内容は、国庫支出金等過年度分返還金の追加によるものであります。

議案第４号の知内町国民健康保険条例の一部改正については、出産育児一時金の額を改正するものであります。

議案第５号の知内町立学校設置条例の一部改正については、令和４年３月３１日で閉園します知内幼稚園を削除するものであります。

議案第６号の知内町認定こども園運営協議会設置条例の制定については、令和４年４月１日より認定こども園が開園することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の学校運営協議会に準じ、認定こども園運営協議会を設置するものであります。

議案等の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

● 承認第１号　専決処分の承認を求めることについて

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第９、承認第１号、『専決処分の承認を求めることについて』令和３年度知内町一般会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

それでは、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページです。専決処分書。令和３年度知内町一般会計について、予算補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕が無いので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決する。

記としまして、令和３年度知内町一般会計補正予算（第６号）について。

令和３年度知内町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６８９万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１億３４０万５千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

なお、処分日につきましては、令和３年１１月４日になっております。

今回の専決処分の補正につきましては、先ほどの行政報告で報告しましたとおり、１１月２日発生の大雨による災害に対応した修繕費や応急工事、調査設計費等となっております。

歳出の方からご説明します。４ページをお開き願いたいと思います。１１款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、１目土木施設災害復旧費に５２０万５千円を追加し、５３４万８千円とするものであります。これは１０節需要費で、土木施設修繕費に１０９万２千円

と災害査定現場伐開費用に９万１千円を追加。１１節役務費で、処理ごみ手数料に２万２千円を追加。１２節委託料で、災害復旧箇所調査設計委託料に２８０万円を追加。１４節工事請負費で、普通河川中東莱川応急工事に１２０万円を追加するものです。

続きまして、５ページです。２項１目農林水産施設災害復旧費に１６８万９千円を新たに計上するものであります。これは１０節需要費で、農業施設修繕費に追加補正するものです。

なお、説明資料見出しナンバー１の総務課関係の２ページに費用算出書、３ページに実施位置図がありますので、ご参照願いたいと思います。

続きまして、歳入です。３ページです。１０款１項１目地方交付税に６８９万４千円を追加し、１７億９，１２８万６千円とするものであります。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものですが、今後、災害復旧費国庫補助金や特別交付税措置を見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

４ページの部分で、歳出の。委託費２８０万円取っているんですけども、この辺の事業の実施というのはいつ頃になる形なんですか。これからなの、それとも春まで、雪溶けてからまで待つという形なのか、その辺どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。公共土木施設災害復旧費でありますが、第７次査定が１２月の２３、２４日に決まっております。それで、現地査定していただきながら工事費の確定が致しますので、その後、今回の背後地が農地でありますので、来年の耕作に支障のないような形を考えておりますので、私どもの今、建設水道課の考えでおりますと、来年度事業の繰越を考えておりまして、３月発注、そして４月頃までの完成を今のところ考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

説明資料２ページを見ますと、いろんな形で山の方の被害が結構いろんなところに出ているんですけども、町としてはですね、緊急性とか重要性ったら、どの辺の形であるのか、それとも人家にあまり近くないからそんなに重要性ということは高くないのか、その辺についてどうですか。もし緊急性があるようだとか、これが一番緊急性のある事業だよということがあるようなら、お知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。私どもが考えている緊急性ですが、それを除去しなければ、もしくは応急措置を講じなければ、更なる災害が発生する可能性があるもの、そういう形の中で緊急性を精査し事業をしております。例えば排水が詰まっているもの、それを掃除等をしなければそこに水が溢れ、他のものに被災を生じる。また、斜面から土砂が流れたため、路面を覆っているものにつきましても交通の阻害をするものですから、緊急的な土砂の搬出を行っております。しかしながら、今、議員おっしゃったとおり、住宅がない、また林道等におきましてはですね、今年につきましては雪が遅かったのですが、今後、雪があるものですから、そういうものにつきましては次年度以降に残しているのが実情であります。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第１号を採決します。

本案は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

●　議案第１号　令和３年度知内町一般会計補正予算（第７号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１０、議案第１号、『令和３年度知内町一般会計補正予算（第７号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

議案第１号、令和３年度知内町一般会計補正予算（第７号）について。

令和３年度知内町一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５，８６５万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億６，２０６万４千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出の方からご説明しますので、１３ページをお開きください。歳出で、１３ページでございます。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に１５８万４千円を追加し、５，４２１万８千円とするものであります。これは１２節委託料で、北海道自治体情報セキュリティクラウド移行事業委託料に５９万４千円を追加。都道府県毎に構築されましたセキュリテ

ィクラウドの更新を行うものです。また、定年延長制度導入支援業務委託料に９９万円を追加。地方公務員の定年延長に係る地方公務員法改正法の施行に伴い、対象者や業務担当者向けの研修や改正の検討が必要となる例規の整備についての委託料となっております。説明資料見出しナンバー１の総務課関係１ページを、後ほどご参照願いたいと思います。

続きまして、１４ページ、２目会計管理費で補正額はありませんが、１３節使用料及び賃借料の口座振替システム手数料を減額し、１１節役務費の口座振替手数料等に振り替えるものであります。

続きまして、１５ページ、４目財政調整基金費に３，１１０万円を追加し、１億７，８５８万４千円とするものであります。これは２４節積立金で、ふるさと創生事業基金積立金に３，０１０万円を追加。ふるさと納税寄附金が増えたことによるものです。また、電源立地促進対策交付金施設維持基金積立金に１００万円を追加。今年度交付される電源立地促進対策交付金から施設維持基金に積み立てるものでございます。

続きまして、１６ページです。１１目自治振興費に４，３００万円を追加し、２億１，８１５万２千円とするものであります。これは１０節需用費から１３節使用料及び賃借料まで、ふるさと納税に係る支払や事業委託料等となっております。

続きまして、１７ページです。１６目新型コロナウイルス感染症対策費に４，６４８万５千円を追加し、１億３，４２０万９千円とするものであります。これは１０節需用費から１８節負担金補助及び交付金まで、しりうち地域応援券事業と子育て世帯臨時特別給付金事業、函館バスへの路線維持奨励金を追加するもので、詳細につきましては担当課長の方から後ほどご説明致します。

飛びまして、２７ページお願い致します。２７ページです。９款１項１目消防費に２０５万円を追加し、２億２，８３２万円とするものであります。これは１８節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合負担金に追加するもので、１月採用の職員の人件費分となっております。

総務課関係は以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、ページ、１７ページの２款１項１６目の説明を、まず政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。説明資料の見出しナンバー２、政策調整課資料の２ページをご覧ください。渡島西部４町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金事業についてご説明致します。これは目的と致しましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、経営に大きな影響を生じている運行事業者に対しまして、西部４町で連携して奨励金を交付するというものでございます。対象者事業者は、函館バス株式会社。支援金額と致しましては、２２５万円です。その下の算定根拠ですけども、令和２年度、令和３年度それぞれにつきまして、コロナの影響前の令和元年度と比較した減少率を載せております。令和２年度につきましては３８．４％、令和３年度につきましては４１．３％の利用者の減少となっておりまして、この平均を取りますと、３９．９％という減少率となっております。これを現在運行しております７往復１４便、こちらに乗じまして、一応余剰便という形が５便という計算になります。これに対しまして、運行日数、走行距離、そして１㎞あたりの運行経費を乗じまして、１，８００万円という、この基礎額になっております。これの２分の１を４町で均等に割り

まして、奨励していくということでございまして、１町あたりの金額が２２５万円という奨励額となっております。

なお、こちらにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に充てる予定をしております。

以上で説明を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

続きまして、３ページをご覧ください。しりうち地域応援券事業についてご説明致します。概要としましては、長引くコロナ禍の中、灯油などの燃料をはじめ様々な商品の物価が急激に上昇していることから、住民生活の支援や地域経済の活性化を図るため、全町民を対象に地域内で利用できる商品券５千円分を配付するものです。利用期間は、令和３年１２月２４日から令和４年２月２８日までとし、事業費は２，１６８万円です。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

私の方からは、子育て世帯への臨時特別給付金事業についてご説明させていただきます。説明資料見出し番号３、生活福祉課１ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、子育て世帯への支援として、高校生以下の子どもを養育している世帯へ、一人当たり１０万円相当の給付を行う事業でございます。国の支給対象は、収入金額により制限を設けておりますが、当町では対象外となる世帯が一次産業を営む世帯を中心に６世帯１３名となっていることから、独自施策として、これらの世帯を含む全ての対象者に給付を行うことを予定しております。１２月１日現在の対象児童は４３６名で、一人当たり５万円の２，１８０万円となっております。他に需要費、役務費、委託料の合計が７５万５千円となります。

なお、クーポンとして給付される予定の５万円については、現在のところ、国からの情報が不足しておりますので、今後、補正対応になる予定です。また、拡大分及び高校生については申請による交付となります。

◎　議　　長（伊藤政博）

ここで、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後１時と致します。

（　休憩　午前１１時５９分　）

（　再開　午後　１時００分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、議案第１号、令和３年度知内町一般会計補正予算（第７号）の説明の途中であります。

続いて、生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

生活福祉課の補正予算についてご説明致します。１８ページをお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費に１４万９千円を追加し、３，８４２万円とするものです。１節報酬及び８節旅費に、子ども・子育て支援事業計画の進行状況を検証するための委員会の開催に伴う費用を追加するものです。

次に１９ページです。３目老人福祉費に４７万４千円を追加し、９，７０８万７千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金に１７８万円の追加ですが、説明資料により説明致します。見出し番号３番、生活福祉課２ページをお願い致します。灯油価格の高騰により、低所得世帯が困窮する中で福祉灯油購入費助成事業については、昨年度まで１世帯１万円でしたが、今年度は５千円の増額で１世帯１万５千円とするための追加です。対象世帯及び財源内訳は記載のとおりとなります。予算書に戻っていただき、２７節繰出金から１３０万６千円の減額で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金額の確定により減額するものです。

次に２０ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費に１，２７３万４千円を追加し、７，７３０万４千円とするものです。１０節需要費から１２節委託料まで、新型コロナウイルスの３回目の追加接種に係る必要経費を追加するものです。なお、３回目の接種につきましては、２回目の終了後から８ヵ月経過した、当町においては、医療従事者については１月末、高齢者並びに一般の方につきましては２月中旬頃からの接種を予定しております。

次に２１ページです。４目診療所費に２万３千円を追加し、７４９万６千円とするものです。１１節役務費で、湯ノ里診療所の移設に伴う開設許可に必要な北海道収入証紙の購入費を追加するものです。

次に２２ページです。５目保健医療総合センター管理費に８万６千円を追加し、２，７４５万９千円とするものです。１７節備品購入費で、平成１２年から使用している歯科診療所のコピー機に不具合が生じていることから、ファクシミリとコピーを両方使える複合機を今回更新するために追加するものです。

次、２３ページです。２項１目清掃費に１７６万７千円を追加し、１億５，０３８万５千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金に、渡島西部広域事務組合負担金を追加するものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

２４ページをお開きください。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費に１２１万８千円を追加し、１億８，９０９万７千円とするものです。これは１８節負担金補助及び交付金に、新規就農者への支援金であります農業次世代人材投資資金において、不足が見込まれる１２１万８千円を追加するものです。

次に２５ページ、４目農地費に１２８万５千円を追加し、７４２万７千円とするものです。これは１８節負担金補助及び交付金に、道営事業で実施しております第３元町地区の農業用水整備事業において、今年度の北海道の事業費が増となったことに伴って、町負担分を追加するものです。

続いて、２６ページをお開きください。７款商工費、１項商工費、２目商工振興費に１３

０万円を追加し、１，０７６万８千円とするものです。これは１８節負担金補助及び交付金に、来年２月２０日に開催を予定しておりますカキＶＳニラまつりの実施にあたりまして、実行委員会への助成金を追加するものです。なお、現在のコロナ禍を踏まえまして、会場での飲食は取りやめ、販売イベントとしての開催を予定しております。内容につきましては、説明資料見出し４、産業振興課２ページを後ほどご参照ください。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

学校教育課関係の説明をさせていただきます。２８ページをお開きください。１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費に１，２９０万円を追加し、７，０６６万２千円とするものです。内容は２４節積立金に、ふるさと納税寄附金に係る教育振興基金の積立金としまして追加するものであります。

次に２９ページです。３目学校給食センター費に１１１万４千円を追加し、７，６４３万６千円とするものです。内容は１４節の工事請負費で、給食センターのシャッター補修工事費として追加するものであります。補修場所につきましては、給食用コンテナの搬入口のシャッター２箇所になります。開閉作業時に途中で止まりまして、正常に作動しない状況にあります。平成１０年度の給食センター運用開始以来、２０年以上経過しておりまして、老朽化が進んでおります。このため、モーターとチェーンの交換をした上で早急に修理が必要ということで、今回補正させていただくものであります。

次に３０ページになります。２項小学校費、１目学校管理費に３８万円を追加し、６，２６０万７千円とするものであります。内容は１７節備品購入費で、教員住宅用の管理備品を整備するものでありますが、ストーブと給湯器で共に経年劣化によりまして、不具合が続いておりまして、生活に支障を来たしている状況にあるため、更新させていただくものであります。

以上で学校教育課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に高等学校事務長。

◎　知内高等学校事務長（南　和敏）

高等学校費について説明させていただきます。議案３１ページをご覧ください。４項高等学校費、１目学校管理費に２１万円を追加し、５，２７２万７千円とするものです。これは１１節役務費、通信費に１５万円。１３節使用料及び賃借料、コピー使用料に６万円を追加補正するものです。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症集団感染により臨時休校になったことから、生徒・保護者への通知の送付等により通信費及びコピー使用料が増加し、予算の不足が見込まれることから追加補正するものです。

説明の方は以上です。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので。

まだ１１款が残っておりました。

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

３２ページです。１１款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農林水産施設災害復旧費に８０万円を追加し、２４８万９千円とするものです。内容としましては１４節工事請負費に、農業排水が土砂で堆積しましたので、その撤去費用であります８０万円を追加するものですが、内容につきましては説明資料の見出しナンバー４、産業振興課関係の１ページをご覧ください。１１月２日の大雨によりまして、重内地区の農業排水施設が土砂により閉塞しました。この土砂を撤去し機能の回復を図るものです。被災延長としましては５０ｍで、施設の中身としましてはＶトラフになっております。位置ですが、重内神社の奥、西側の山際にですね、Ｖトラフが入っておりまして、そちらが山からの土砂により閉塞した。この土砂を撤去するという内容になっております。

説明は以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりました。

続いて、歳入の説明を総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

それでは、歳入の方、３ページお開き願いたいと思います。１０款１項１目地方交付税に５，３２６万７千円を追加し、１８億４，４５５万３千円とするものであります。これは只今説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

続きまして、４ページです。１４款国庫支出金、１項国庫負担金、４目衛生費国庫負担金に４１６万６千円を追加し、１，１９０万７千円とするものであります。これは１節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金に追加するもので、ワクチン接種に対して交付されるものです。

続きまして、５ページです。２項国庫補助金、４目総務費国庫補助金に２２５万円を追加し、９，６２９万円とするものであります。これは１節総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加するもので、歳出で説明しました函館バスへの路線維持奨励金に対しての交付金となっております。

続きまして、６ページです。８目衛生費国庫補助金に８３９万８千円を追加し、３，９４２万８千円とするものであります。これは３節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金に１４９万８千円。６節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に６９０万円追加するもので、ワクチン接種に対して交付されるものです。

続きまして、７ページです。１５款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金から９７万９千円を減額し、９，９００万８千円とするものであります。これは５節保険基盤安定制度負担金で、後期高齢者医療保険の負担金が減額となるものです。

続きまして、８ページです。２項道補助金、３目農林水産業費道補助金に１９７万３千円を追加し、２億４４９万３千円とするものであります。これは１節農業費道補助金で、歳出で説明した事業に対応した補助金となっております。

続きまして、９ページ、６目電源立地地域対策交付金に２３０万円を追加し、６８８万７千円とするものであります。これは１節電源立地地域対策交付金に電力移出県等交付金を追加するもので、先ほど歳出で説明しました施設維持基金積立金とカキＶＳニラまつり実行委員会助成に対する交付金となっております。

続きまして、１０ページです。１７款１項１目寄附金に８，６００万円を追加し、２億５，８５０万円とするものであります。これは１節寄附金に、ふるさと納税分として追加補正するものです。

続きまして、１１ページ、１８款繰入金、２項基金繰入金、１目積立金繰入金に１１１万４千円を追加し、１億７，１０５万７千円とするものであります。これは５節公共施設等整備基金繰入金から１１万８千円を減額。９節電源立地促進対策交付金施設維持基金繰入金に１２３万２千円を追加するもので、それぞれ歳出に対応した補正となっております。

続きまして、１２ページ、２０款諸収入、５項１目雑入に１７万円を追加し、２，０６８万１千円とするもので、１節雑入でコロナワクチン接種料として追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

まず２款総務費。

質疑ございませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

今回、１３ページの定年延長制度導入支援業務委託料、どういうこれ我々にとって、どういうシステムなのか。目的とか書いているんですけども、これは具体的にはもう少しわかりやすく言ったら、どういうことでこういうことをやるんだってこと、教えていただければ助かるんですけども。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。説明資料１ページにはこの事業の概要、委託料の概要ですので、今、議員おっしゃられたのは定年延長の制度のことについてだと思いますので、概略をご説明致します。国家公務員法の一部を改正する法律によりまして、定年が６０歳から６５歳まで２年に１歳ずつ上がるという、段階的に引き上げられました。それを受けて、地方公務員法の一部を改正する法律も６月に改正されまして、同じく６０歳から６５歳を２年に１歳ずつ上がるということであります。適用については令和５年からの退職者からなりますので、令和５年から２年に１歳ですので、令和５年、６年は定年退職はいないという、途中で辞める人は別ですけども、定年退職はいないという形になりますので、これに伴っていろんな改正が今ありまして、あとその他に途中、その時点で辞めてですね、短時間で勤めるだとかいろんな制度もありまして、それらをあと今、現制度で再任用ということで６０歳で定年したら今、再任用の方いらっしゃいますけども、その制度も今度この法律の改正によってですね、暫定的な運用を図るだとか、法律関係、条例関係もですね、おそらく２０数本、３０本近く改正しなきゃならないものですから、これをちょっと委託をかけてですね、やっていきたいのと、あとその対象者になり得る人方にですね、早めに説明して定年後にですね、短時間で勤めるのか、そのまま暫定的な再任用でいくのか等もですね、周知しなければなりませんので、そ

の説明も専門家から受けたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そうしますと、今、課長の説明で、結局そういう形になると、退職者の方にとってこのシステムでやれば、こういう有利な、有利って言えば変ですけども、退職して、こういう形の再任用だとか、こういういろんな形で延長６５歳まで、それまできちっとある程度ちゃんと道路ができますよという形で理解してよろしいんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

おっしゃるとおりで、今いろんな、多様な働き方ってありますので、先ほど言ったとおり、定年後にですね、定年延長そのまま受ければですね、今の法律の改正ですと、その当時の定年時の７割まで給付できるだとかいう制度もありますし、先ほど言った暫定的な再任用制度もありますし、短く働いてですね、短時間で働きたい制度もありますので、その辺を早めに職員に周知してですね、いろんな多様な働き方を選んでいただけるということもあります。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

１７ページのしりうち応援券の関係で、ちょっとご質問させていただきます。これ前に発行した時も私、質問させてもらったんですけども、これ所得の下がっている方に手厚くした方がいいのではないかという、前にも言わせてもらったんですけども、その辺り協議をされたか、されないか、その辺ちょっとお伺いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。今回の第４弾の応援券につきましては、燃料費の高騰ですとか総合的な対策だと思っております。ですので、所得水準に関わらずですね、その影響は均一に受けているという判断でおりますので、今回につきましてはそういった議論はしておりません。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

わかりました。今回はしていないということで、わかりました。今、原油が高騰しているというのはコロナの関係で需要が増えたよということで、収まってきたので、需要が増えたよということで、高騰しているんだということで、報道で流されているので、その辺はわかるんですけれども。今、政策的にね、先ほど町長もゼロカーボン政策をしていくんだということを言っておりました。そして、電気自動車だとか、水素エンジンだとかの開発が進んで、ガソリンだとか原油の消費量が段々少なくなっていく。少なくなっていくからには、当然ながら、値段も上がっていくんだろうというふうに思うんです。今後も、当然ながら、この原

油が高騰していくという流れがあると思うので、その都度またこういう応援券を出せるのかどうなのか、何をもってこの基準で応援券を出しているのか、その辺の基準をお示ししていただければなというふうに思うんですけども、如何でしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

原油高騰の一つとしてＣＯＰの中で、まだまだこのコロナの影響を考慮して、なかなか増産に踏み切ってもらえないということで、アメリカが音頭をきって、それぞれ日本でも備蓄しているものを放出しましょうということで、ある程度史上初めての出来事ということで大々的に報道されたところであります。それで、今、ある程度は原油の高騰というのは抑えてきている、そして原油製造元にも５円ですか、補填をするという話もございますし、それで、ある程度、今、現状的には少しずつ緩和されているのかなと思っています。ただ、そのあおりを受けて生活物資、やはり我々が日常的に食糧も高騰せざるを得ないという状況ございますので、それらもあわせていろいろ物価の高騰、そしてそうした原油の高騰で灯油等、または電気料も除々に今それぞれ増えているということで、多くの家庭の中で家庭を圧迫している。それが今もう１ヵ月で新年を迎えるわけですから、それで経済的不安を与えてはならないということで、今のタイミングだろうと思っていますので、まずこれはあくまでも原油高騰の中で史上初めてという国の出来事もございますので、それにあわせた経済支援、または生活支援だと思っていただければ有り難いと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

わかりました。今回の場合は理由はなかなかね、つきやすいというところもあるんですけども、今後ね、応援券にしても現金支給という形になる時もあるかと思うんです。そういう場合に何か、仮にですよ、灯油が何パーセントアップしたとか、物価指数が何パーセント上がったとか、そういう何か基準をもっていかないと、町長の判断でいつこういうのを出してもいいよという話になると、ちょっとばらまきみたいな形になるという形になると思うんです。その辺を注意していただければ、設定してもらえれば、おそらくそういうことにもならないんだろうというふうに思いますので、今後そういう基準何かを作っていただければというふうに思います。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

今のこの原油高騰高の中で農家の方々、ニラ農家の方々、せっかくこの５０年かけてニラも知内の特産の一つとして成長して参りました。その中で、住民税も払えるようになりました、農家も。同じく、また、法人化した農家もありまして、法人税も払っております。その中で、今年のように原油高騰で灯油が本当に大変高くなっている中、今、今年だけは灯油のハウスを減らそうかなって悩んでいる農家もあるみたいなんです。そういうことなども、産業課の中とか役場の中では考えなかったのかしらって思って、ちょっとお尋ねしたいと思いま

す。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。ニラの加温の灯油につきましては、農協とも意見交換させていただいています。私どもとしても年間２千数百万円ぐらい、７０戸のニラ農家でですね、消費しているという情報はいただいております。ただ、これに関して直接的な今、支援をするか、しないかというのはまだ検討に至っておりません。というのも、今回、国の方で３５兆円の補正予算の中でも農業と漁業の燃料高騰対策というのも謳われてはいるんですけども、ちょっと具体的にはまだ伝わってきていませんけども、そういうことも見ながら判断していかなきゃならないなという点と、あと今後の話になりますけども、ゼロカーボンとも絡みますけども、省エネに向けた機器の導入支援ですとか、そういったことも今後に向けては検討する必要があるのかなという議論をしている段階です。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

よくわかります。今せっかくカキＶＳニラまつりも、もうすっかり定着して知内のお祭りの中の本当に位置を占めている状態になりました。農協の方でも祭はしますけど、助成はないです。でも、やっぱり知内で輝く農家ということで、やっぱり私達もやっている以上、税金を納めて胸を張っていたいと思います。そういうことなども考慮しながら、今後何らかの形でお考えいただければと思いました。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款総務費ございませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

１７ページの子育て世帯の臨時交付金の関係。説明資料でいけば、３の１ページですね。先ほども全協の中でも質問させてもらったんですけれども、対象児童数が４３６名。そして、そのうち特例給付対象者というのが、所得が９６０万円以上の方ということで線引きされていると思うんですけども、その特例給付対象者の方１３名いるんですけれども、その方にやっぱり所得が９６０万円以上あるということであれば、高額所得になるんだろうというふうに思うので、その辺りが何故給付の対象になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。先ほど説明しましたとおり、一次産業の方が中心ということで、実は収入金額で９６０万円、そして、そうなると農業・漁業の方というのは、今年度収入も落ちているというのが実際ありまして、そういった方々も対象にして、そして同じ子育てをしている世帯なものですから、一緒に町の独自政策として行っていきたいということで、話し合いの中で全員に給付するということで決めております。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今、一次産業の方が中心だということでありますけれども、やっぱり９６０万円以上の所得がある。それでも下がったよということではあるんでしょうけれども、やっぱりちょっと腑に落ちないところありますね。９６０万円所得であるわけですから、多少なりの余裕はあるのかなというところあるんです。そこにやっぱり給付するのは如何なものなのかなって、私やっぱり思うんですけども。もう一度その辺り。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

説明します。新聞報道等でも出ていると思うんですけども、今、世帯で数えて１，８００万円以上の収入がある世帯でも対象になるんですよね。一人の世帯主が、どちらかでもいんですけども、保護者の一人が９６０万円以上のものは対象にしませんというようなことの矛盾もあるということですね。ですから、国の方の今、議論の中でもいろいろ議論されていると思うんですけれども、今、示されているのは９６０万円ということですから、１，８００万円あるところでも貰えるという仕組みになっているわけですから、そういうことも含めて今うちの町としては前年の収入が、農業・漁業の収入が今年下回っているという見込みもあるので、公平に支給をしたいということでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款ございませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

説明資料の２の１のふるさと納税の部分で、ちょっとお伺いしたいと思います。今までででしたら、１０月頃からどんどんどんどん寄附金が上がっていくんですけども、この令和３年を見ますと、中折れで下がっている部分が出てきているものですから、この辺に毎年同じような形で推移する見込みがあるのかなと、どうなんですか、ちょっとそれが心配なものですから、どうですか、これ。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。この見出しナンバー２の１ページのふるさと納税のこの資料の件ですよね。このグラフはですね、１１月１６日現在ということで、１１月の中旬の推移でございます。それで、１１月末でいきますと、今、現時点では１．５倍の推移となっておりますので、このグラフは月の中旬の状況ということでご理解ください。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そうすると、長谷川課長の言ったように、今は今までどおりの形のグラフの上がり方で推移しているということで理解していいんですね。それならわかりました。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に総務費ございませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

総務１７ページでちょっと、渡島西部４町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金のことで、バスのことで。今回も前年と一緒でまた今年もって要請があれば、４町連携していれば民間の足の確保ということも理解できるんですけども、毎年こういう状態になっていくんでないか、今後。その度に、要請ある度に、また支援するのか、その辺の考え方。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

前年度も２５０万円それぞれ４町で均等割ということで負担をさせていただいた。そして今年度も木古内松前線、現状、１４便往復走っております。それを維持するということで、残りの５便が余剰運転ということで対象経費１，８００万円のうちの半分、何とか４町でというお願い。これについてはある程度事務方のレベルの中で同意をさせていただいて、最終判断させていただいたところなんですけども、その後、令和４年度の負担金についても国、道の補助金が減額するということで、函館バス事業者については４，２００万円の赤字を見込んでいるということで、４年度以降の協力依頼も来ている状況でございます。ただ、これに関しては８番議員言われるように、毎回毎回じゃあどういう議論の中で、これを維持していくのかということなんですけども、これはしっかり４町、首長トップ会談の中で函館事業者さんも入れた中で議論をして令和４年がどうすべきなのか、今の赤字状況の中で、じゃあそれが確実になった場合、また４町で負担するのか、それともいろいろ自助努力の中で減便等も含めて路線を維持していただくのか、松前木古内線というのはやっぱり我々も高校の通学だとかいろいろ便宜もありますので、大変生活路線としてはなかなか廃線というのは厳しい状況ございますので、それらを十二分にどう維持していただけるのか、また自助努力も含めて今後どういう運転内容になるのか、それらも聞いた中で改めてまた議論をさせていただいて、令和４年の前に議論していただいて、次にある程度事業者自体も自助努力していただくという場面は相当出るだろうと思いますけれども、それによって利用者が不便を感じるということであれば、またそれも踏まえて議論の対象にする気だろうと思っています。ただＪＲさんは減便だとかいろいろ自助努力していたんですよね、前年度も。それを維持するのがいいのか、それとも減便した中で利用者に多大な迷惑かけますけれども、あくまでもその赤字を軽減するのがいいのか、我々とすればやっぱり自助努力の中で赤字軽減というのは真っ先にしていただかなければ、いつまでも税金突っ込むわけにはいきませんので、その辺は十二分にこれから協議させていただきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

もう令和４年だって、来年、今年あと１ヵ月しかない。民間企業ですから、ＪＲ北海道も赤字路線かなり撤退していくんですけども、函バスだって、これだって民間だけども、採算合わなかったら私この路線止めますと。辞めますと言った時に各自治体はこれから協議とい

う話だけども、やっぱり辞めてほしくないわけさ。業績を民間企業で業績回復見込んで企業努力しなさいって言ったって、人口が減っていくのに企業努力して、あと何を今度減らすのか民間わからないけども、その辺はわからないけども。何か足下いっつも見透かされて、その辺が痛し痒しの自治体の財政支援だと思うけども。その辺、万が一、万が一だよ、撤退した時にどういう対策で、町長一人の考えではないけども、西部４町だけども、その時の考え方で何か用意しているか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

小谷石線も含めて、今、議論の対象にはなっているんです、ここも。それで、４町、木古内松前線については我々どうのこうのの判断ではなく、やっぱり４町首長がどういう判断をするか、最終的にそこで決まるんだろうと思いますけれども、ただ我々とすれば、やっぱり民間事業者がどこまで一生懸命経営努力しているか、それを見なければ、安易に町が毎年毎年赤字を補填するということにはなりませんし、まして一時バスの購入についても、それらも今ストップしている状況で、じゃあいずれそれも出て来るのかと言った時に、これもして、あれもコロナの影響で対応して、最終的にはそのバスの購入まで、また改めて議論の対象になってくるのか、その辺も長期的に見ながら判断しなければならない材料だと思っています。ただ安易に責めるわけではなくて、お互い各町村と事業者と連携して何とか乗り切れる方法を模索したいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

模索して決めるったって、もう時間も限られた時間しかないものだから、なかなか民間事業者で赤字垂れ流しでやってて、最終的にまた財政支援をお願いしますって、何か来るのは目に見えているような気がして。それで、各自治体の町長がそれを協議して、もう要りませんという話は当然ならないんだ、住民の足を確保していくためには。朝の時間帯と夜の時間帯だけは生徒だとか、様々な混む時間帯だけども、あとの昼の時間帯はほとんどバス１台に１人だとか、あとは民間の努力だけども、その中で大型のバスで油沢山使って運行するというのも前からわかっていることなんだ。それを今また協議して協議してって、もう前段でそれはもう協議しておけば良かったの。コロナコロナでコロナばかりのせいにして、何かこの辺がどうもしっくり来ないとこが、私はあります。今後、協議して最善の方向で向かっていくことを期待します。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

関連して。木村議員さんがほとんど言ってくれたんですけども。ただ先ほど町長が言いましたように、やっぱり函バスさんの自助努力というものが、私達議員でもその函バスさんのそういう自助努力というのが、はっきり言って全然わからないんですよね。どういう形で、今日の貰った資料を見ますと、人件費削減などやっているということなんでしょうけども。ただ私から言いますと、うちの町で今、例えて言いますと、デマンドバスの運行委託してい

ますよね。ああいうもので年間５００万、６００万の委託費やって、ああいう上手いものは何もうちでもこうやって削減して４００万とか３５０万にこういうふうに圧縮して、余ったお金町の方に返しますとかって、そういう話で儲ける話は何も黙って、我々もそうでしょうけども、黙ってしまっているんですけども。ただ、やっぱりこういう形になりますとですね、やっぱり函バスさんのそういう普段の経営努力というものが、ちょっといまいち見えて来ないのか。前も大型バスとか中型バスの助成ありましたよね。ああいう部分でも全然、何かその後から全然そういうものが、全然形として我々にとっては見えてこないものですからね、一体そういう部分についてどのような形で自分達の経営努力、そして町に対してそういう形でお願いするのはこういう本当にもうゆるくないからこうやってお願いするんだっていう、私はそういう姿が全然見えてこないのかなと思うんですけども、その辺どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。バスの更新とかにつきましては、当面、函館市内ですとか、北斗市の方で余っている車両と言いますか、そちらの車両を使い回す形で対応するということで購入の方は、とりあえず、今後、まだ検討はされておりません。今後ですね、こういった企業努力の方もしていただくよう、こちら４町でも連絡協議会持っていますので、そちらで函バスさんと協議していきたいと思っておりますし、あと、また北海道の方でも一応、広域の幹線路線でありますので、渡島総合振興局さんの方でも、一応、こちらに入っていただいて、連携した取組みというものを協議していっていただきたいということで、北海道も連携した形で取り組んでいきたいというところで考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

説明しますけども、このまま４町で函バスの努力を見てもですね、なかなか大変厳しいというのは現実問題としてあるわけです。４町で負担するのも、もう限界も来ているということも伝えてあります。ですけども、やはりこの基幹というのは、区間というのは国の支援、それから北海道の支援があって、これまで継続してきているわけです。ですから、これまでも国、道の支援があるんですけども、これまで以上にやはり国と道の支援をいただかないと、ここは維持していけないということで思っていますので、それらも含めて４町で協議をして国なり道にまたお願いをするということにしていかないといけないなと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

２款総務費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次、３款民生費。

ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

福祉灯油券、今回またやっているんですけども、対象世帯が２７２世帯から今３００世帯、その増えた要因ってどういうことなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。コロナ禍でですね、収入が下がった方だとか、そういった方もおられるということで、少し多めに３００世帯以内という形で、３００世帯以内です。去年より少し多めにですね、これ予算不足するとまた大変なことになりますので、そして今、非課税世帯精査している最中です。それで、もし残ったらそれは減額するという形で考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

３款民生費ございませんか。

ないようですので、４款衛生費。

（「なし」の声あり）

なしという声がありました。

次に６款農林水産業費。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

２４ページのとこですね、農業次世代人材投資資金（経営開始型）というところで、先ほど不足分だというご説明されていましたけれども、新規で入って来られた方の分で足りない部分が発生したということで、ご理解していいんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。今年の４月にですね、新たな新規就農者が誕生しましたので、その方の分の支援金を追加する補正になります。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

追加ということは元々予算を出していたわけではなくて、丸っきり足りなくて追加する１２０何万ですか、１２１万８千円。この分を追加するということなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明します。当初予算で１名分の１５０万円は持っております。この１５０万円の方というのは平成３０年に新規就農した方の分になりまして、１名の状態だったのが春にもう１名追加になった、その分の予算の追加になります。

◎　議　　長（伊藤政博）

６款農林水産業費、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、７款商工費。

カキＶＳニラの関係ですが、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

じゃあ、次、９款消防費。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、１０款教育費。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。１１款災害復旧費。

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

災害復旧費でちょっとお尋ねしますけども、町長の行政報告の中に１１月２日の大雨のことで、だいぶ被害が被ったと。実際１１月２日の大雨の時に現場へ行きますとですね、確かに町長もいました。しかし、被災をされている人達、一番先に町長の顔を見てそこで安心しているんですよ。だけども、この大災害の時には対策本部というのを、多分作っているんだろうと思うけども、対策本部に本来は町長がいなきゃならない。これが筋だと思うんですけれども、町民の人達が一番先に町長来れば、まずそこで安心して町長といろいろ話をする。これが実態なんですよ。だけども、そこでですね、私ちょっと今回の災害で思ったこと、確か町にドローンあったよなと。どっかの企業から寄付受けて、ドローン確か１台買ったはずなんですけども、よくよく聞いてみますと、風速１０ｍに耐えられないようなドローンなんだよ。１㎞も先に行ったら、あと全然もうこっちに交信もできないようなやつ。そこで、やはり災害というのはいつ起こるかわかりません。何か災害、例えば床下だとかこういう大雨で氾濫したとか、そういう時になって被災者というのはどこも頼るとこないんですよ。その時に町長だとか役場の職員そこに行って、いろいろ話聞いたらどれだけその人達が安心するかということ、今回特にそれを思った。それで、対策本部と、できれば町長は対策本部長として対策本部のとこに待機をしていて、町内全域回れるようなドローンをやっぱり購入すべきだと思うんです。そこから映像を送りながらね、操縦者と対策本部と交信をしながら、そこで指示を出していくという方法を取らなかったら、毎回同じことやっていなきゃならない。だからその辺について町長辺りがどういう考え方を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。ドローンにつきましてはですね、今現在、議員おっしゃったとおり、数年前にですね、２０万ぐらいの小型のドローンを購入してですね、災害時、どちらかと言うと、この間の矢越のですね、遭難の時も活用はしたんですけども、なかなか今言ったように風速も数メートル、十メートルぐらいですね、雨についてもあまり強くないというようなことで、どちらかと言うと、観光面の撮影だとか、あとホームページでもこども園の進捗状況をアップしておりますけども、それで今、活用しているのが実態であります。それで今、新年度予算に向けましてですね、現課、総務課なんですけども、今、ドローンのですね、購入をですね、今、検討しておりまして、それら秋に消防と話し合いしまして、デモをしたんですけども、金額的にも結構数百万するんですけども、やっぱり数十メートルの風にも耐えれる、それから雨にももちろん防水加工がしっかりしているというものでありますし、カメラにつ

きましてもブレがない、あと赤外線でもし人捜しだとかの場合ですね、高い木がいっぱい多い茂ったとこは無理みたいなんですけども、笹藪でしたら人体センサーで感知できるだとかいうものもあります。それから議員おっしゃったとおりですね、その映像が本部のパソコンにも撮せるような機能も付いていますので、今言われたとおりですね、対策本部長である町長がですね、そのドローンが撮した中の川地区にもし飛ばせばですね、中の川の川のですね、氾濫状況も見たりできる、リアルで同時に見ることもできるような、今、ドローンを今、検討しているところですけども、来週から始まる予算査定の中で町長とですね、ぶつけていきたいというふうに思っております。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

１１月２日、首長として初めてこうした災害を経験したわけですけども、以前、町長になる前は中の川、平成６年と７年、そして２０年、今回で４回目になります。その経験上の中で随分町の対応変わってきているなというのは、今、河川の改修中ということもありまして、なかなか今、見通せないというか、今回の豪雨も湯ノ里、千軒からこっちの方に移動して奥地ではなくて、どっちかって言えば市街地に近いようなところで大雨が降ったということで、いろいろ上流ですね、中の川の一番奥だとか確認したんですけども、なかなかそっちまでというのは河川の状況、非常事態ではなかったということで、それ以後、墓、中の川の墓地、サンナス川ですね、あの辺周辺に河川の氾濫が見られるということで、その前に対策本部を立ち上げて状況確認して本部に戻ったという経緯あります。それで、電話連絡の中で副町長と河川、中の川の河口を開けてくれという、土現への要請をしていただいたんですけども、現状で河川が閉塞しているという状況ではないだろうということで、断られたそうなんですけども、それを現場に行ってそうではないだろうと、今、確かに押し合ってはいるけども、ほとんど全部出ているという状況ではないと、近くに重機入って河川を開口できる、そういう場があったものですから、その開口も含めて現場で判断をして、そういう依頼をしているところなんですけども、なかなかそれが伝わらない。相手方に、北海道には伝わらないという、悲しいところもあったんですけども。ただ、こうして状況確認して、先ほど西野課長から報告ありましたけれども、やっぱりそれぞれの情報というのは対策本部に集中的に集めるという、これは一番大事なことですし、最終的にそういう情報を仕入れて判断して決断、指示だとか出すわけですから、その情報が一箇所に集中していなかったという、この反省もあります。せっかく防災河川カメラ付けていただきました、知内川と重内川。その情報もバラバラということで、あとは気象状況、気象庁との連携を取って、それらの情報を一箇所の応接室なら応接室で全部対応できるような体制にしていかないと、なかなか情報が上手く伝わらないという状況では今後大変なことになるだろうということで、自分としても今そういう指示を出しておりますので、これから反省としていろいろ現場の確認もしながら、タイミング的に土嚢がいつ必要になってくるのか、そういう状況も長期的な予報の中で用意しておくものは用意しておかなきゃ駄目なわけですから、事前に。そうした対応も含めて、これからいろいろ防災計画の中で、いろいろ示されている不具合なところは早急に改善して、これからの防災計画強靭化に向けて対応していただく、そして今、防災マネージャーという制度あるんですけども、これはなかなか今、厳しいということで、それに準ずる、アドバイスをいただ

ける、そうした方の要請ということで、これも協力隊の中でできるのか、それとも制度的にそういう特債である程度しのげるのか、総務課長からちょっと報告を受ける予定になっていたんですけども、昨日ちょっと緊急的な会議が入ってまだその報告を受けていない状況にありますので、それは財政的にどう、もし支援をいただけるのであれば、単独で専門家を雇いながら、来ていただきながら町の防災計画の強化と各町内会に防災会議立ち上がりましたので、下の社協のお陰で１３町内会それぞれ会議が立ち上がりましたので、それらの強化にも繋がるだろうと思いますし、木古内町もいろいろ防災に関しての内閣府だとか北海道との協力の中で今やっている状況もございますので、それらと連携しながらどう今後の災害に強いまちづくりができるか、それらについて対応、今後、更に強化できるように対応していきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

２日現場に行っていろいろ話聞いて、確かに現場見て迅速にですね、その２軒の方々はすぐ避難をさせたと。避難をした方々、対象者、非常に喜んでいた。ただ、中に「俺のとこはこれで４回目だぞ。町長だとか町会議員来たの、今回初めてだ。お前達、一体何を考えているんだ」凄いお叱りを受けました。これが実態なんですよ。ただ、そこで町長は行って、確かにいろいろ指示はしている。わかるけれども、やっぱりこれ対策本部を作ったら、本部長ここにどんとやって、ただやるにしても、こっちから指示をする現場の把握ができていないんですね。だからそこで来年度ドローンを購入すると言うけども、今ドローンそのもの非常に今機能がいろんなの出てきた。多分、あなた方考えているドローンというのは２００万か３００万のドローンでしょう。今ドローンでもちょっと高額になりますけども、上空から被災地の距離を測る、測量も全部できる、こういうドローンもできているんですよ。これらも全部含めながらですね、来年購入するドローンについて考えていただきたい。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

今の６番議員さんと同じような質問なんですけども。この度の大雨については、一番被害が出たどうのこうのというのは、やっぱり道河川なんですよね。重内川、中の川、森越、全て道河川で、そして今回の雨についても山から、奥から来たんでなくて、ある途中のとこから集中降ってきて海に出ていけなかったというのが、僕、個人的に災害の状況じゃないかなと思っているんですよ。それで、今、町長もご存じのとおり、じゃあ中の川の橋を架け替えたら、中の川の川の水がすんなり海に出て行くのか、私は出て行かないと思います。どの道河川も全部そうです。ですから、この際こういう対策本部ももちろん大事だ。でも、現実現場っていうのは雨が降ったら流れてもらって、家屋の財産その他諸々人的な被害がないようにしてもらいたい。ということは、町長はじめ副町長、道に行ってね、道河川はちゃんと管理してくださいと。特に重内の川というのは鷲の沢の道路から農面道路、あの管でダムぎりぎり、防波堤ギリギリでした、堤防。何があるかというのは河床が上がってしまって雑木が凄い。それ以降また解除されていっているんですよ。ですから、非常に単純な管理、単なる雑

草を取り除けばいいんですよ。それで河床を下げたって川尻が高いものだから結果的には同じなんですよ。やっぱりそれをね、すんなり流れるように町が道、それから国にお願いして、そういう管理も強制的にやってくれということをお願いして、私がお願いしておきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

行政報告でも報告しましたけれども、一応そういう要請、国会議員にもさせていただいて、北海道局長にも、北海道振興局長にもそうした副局長２人とあわせて今の現状報告して、これからの河川のですね、改修の推進ということもお願いをしてあります。それで、今、河口が中の川閉塞してのめないという現実、それは森越川でも現実的に未だにありますし、今、作業中ですけども、導流堤という形で。だから、導流堤を真っ先にやって川水をある程度流す、そういう作業をしないとなかなか今の河川改修ではまたこうした案件が、それこそ４度やって怒られて、また５度、６度という話になってしまいますので、そういう意味では危機感を持って訴えるところは訴えております。そして森越川も枝河川で随分、ある宅地のとこから農地に入っているという現状、そして新重内川も残念ながら河川一部溢れて田んぼに流れている、そして重内川も溢れた水でニラ農家の被災ということもありますので、そうした見えた箇所をどう、じゃあ今後その対策として、事前作業としてどう対応するかも含めてこれから建設課長中心にですね、どう事前の対応策として中の川も含めて全部そういうところをどういう形で対処できるのか、一部土嚢という、事前にそういう対応しておくのか、それとも緊急の時のための土嚢を改めて用意しておくのか、ただ今の土嚢であれば１年、２年の耐用年数なんですけども、それが長期的に置いても大丈夫なような、いつでも使えるような、そういう土嚢の袋も含めて、一応対応して、予備として、緊急時に対応させていただくということで、今後また更に防災計画強化していきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

１１款災害復旧費ですけども、他に歳出全般で質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、歳出の質疑を終わりまして、歳入の質疑を行います。

歳入の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、２時１５分と致します。

（　休憩　午後２時０２分　）

（　再開　午後２時１５分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

●　議案第２号　令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１１、議案第２号、『令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第２号、令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について。

令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３０万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，１８０万１千円とする。

２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。５ページをお願い致します。２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金から１３０万６千円を減額し、７，５９４万９千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金で、額の確定による保険基盤安定分を減額するものです。

６ページです。３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金に２千円を追加し、８万７千円とするものです。２２節償還金利子及び割引料で、過年度還付金を追加するものです。

次に歳入です。３ページをお願い致します。３款繰入金、１項１目一般会計繰入金から１３０万６千円を減額し、２，９２２万１千円とするものです。額の確定による保険基盤安定繰入金を減額するものです。

次に４ページです。５款諸収入、２項雑入、１目保険料還付金に２千円を追加し、８万７千円とするものです。歳出に対応する保険料還付金の追加となります。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第２号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第３号　令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

◎ 議　　長（伊藤政博）
次に日程第１２、議案第３号、『令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第３号）について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
生活福祉課長。
◎ 生活福祉課長（鳴海英人）
議案第３号、令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第３号）について。
令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。第１条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１２万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億６，０６１万３千円とする。
２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。
歳出からご説明致します。４ページをお願い致します。５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金に３１２万４千円を追加し、１，２８５万８千円とするものです。２２節償還金利子及び割引料に、令和２年度事業実績による額の確定に伴い国庫及び道支出金の返還分として追加するものです。
次に歳入です。３ページをお願いします。７款繰入金、２項基金繰入金、１目介護保険事業基金繰入金に３１２万４千円を追加し、１，１２２万２千円とするものです。１節介護保険事業基金繰入金に、令和２年度事業実績に伴う額の確定による返還金として基金から繰入をするものです。
説明は以上です。よろしくお願いします。
◎ 議　　長（伊藤政博）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
歳入歳出一括質疑を許します。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第４号　知内町国民健康保険条例の一部改正について

◎ 議　　長（伊藤政博）
次に日程第１３、議案第４号、『知内町国民健康保険条例の一部改正について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
生活福祉課長。
◎ 生活福祉課長（鳴海英人）
議案第４号、知内町国民健康保険条例の一部改正について。
知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。
知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例でありますが、産科医療補償制度の改正により当該制度の掛金が１万６千円から１万２千円に引き下げられますが、少子化対策の観点から出産育児一時金の額を現行の４２万で維持することとするための改正でございます。
附則と致しまして、この条例は、令和４年１月１日から施行するものです。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。
◎ 議　　長（伊藤政博）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第４号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第５号　知内町立学校設置条例の一部改正について

◎ 議　　長（伊藤政博）
次に日程第１４、議案第５号、『知内町立学校設置条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
学校教育課長。
◎　学校教育課長（帰山亮一）
議案第５号、知内町立学校設置条例の一部改正について。
知内町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。
知内町立学校設置条例の一部を改正する条例であります。
知内町立学校設置条例（昭和５１年条例第２３号）の一部を次のように改正する。
内容につきましては、第２条中、別表第４の知内幼稚園を削るものです。
附則と致しまして、この条例は、令和４年３月３１日から施行する。
内容につきましては、知内町立知内幼稚園が令和４年３月３１日で閉園、廃置され、公私連携幼保連携型のしりうち認定こども園が設置されますが、学校教育法等の規定に基づいて幼稚園の廃止届を提出するため、条例改正が必要となるものであります。幼稚園の廃止届につきましては、廃止の１ヵ月以上前に手続きが必要となりまして、その時点で学校設置条例の改正が議決されていることが必要となります。このため、今定例会で提案させていただくことになりました。
以上です。よろしくお願い致します。
◎　議　　長（伊藤政博）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第５号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第６号　知内町認定こども園運営協議会設置条例の制定について

◎　議　　長（伊藤政博）
次に日程第１５、議案第６号、『知内町認定こども園運営協議会設置条例の制定について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
副町長。
◎　副 町 長（大野　樹）
議案第６号、知内町認定こども園運営協議会設置条例の制定について。
知内町認定こども園運営協議会設置条例を次のように定める。

制定の趣旨につきまして、説明を致します。

第１条関係ですけれども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等に基づき、町が指定する公私連携幼保連携型認定こども園に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する学校運営協議会に準じ、認定こども園運営協議会を設置するものであります。

この後、第２条以降、内容につきましては、学校教育課長から説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

それでは、私の方から議案第６号の条例の制定の概要について説明させていただきます。

説明につきましては、説明資料見出しナンバー５の１ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらに設置条例の概要を載せてございます。設置条例の条例設置の趣旨につきましては、先ほど副町長から説明がありましたので、省略させていただきまして、第２条の目的になりますが、保護者、地域住民等のこども園運営への参画促進、連携強化によって、こども園運営の改善や園児の健全育成に取り組むことを目的としております。

第３条は、運営協議会を設置するこども園の指定及びその期間としまして、教育委員会が指定を取り消すまでとしているところです。

第４条から第１０条まで、委員の任命、任期、身分等について規定しております。委員の任命にあたっては、指定園の園長の意見を聞いて、教育委員会が任命することとし、メンバーは指定園所在の地区住民、園児の保護者、園長及び保育教諭、指定園を運営する法人の代表、学識経験者、関係行政機関の職員、教育委員会が必要と認める者で構成されまして、定数を１０人以内としております。また、委員の任期につきましては２年としまして、身分を地方公務員法第３条第３項に定める非常勤特別職員としまして、公務災害への対応や守秘義務等が課される身分としているところであります。

第１１条及び第１２条は、会議の内容であります。協議会は会長が招集し、開催要件を委員の過半数として、議事は園長又は会長が提出することとしております。

第１３条は、協議会の権限であります。承認事項としまして、教育目標及び運営方針、教育課程の編成に関する基本方針、組織編制に関する基本方針、施設管理及び施設設備等の整備に関する基本方針。第２項では、承認を得た事項に基づいて、こども園の運営を行わなければならないこと。第３項で、委員は園の運営に関する意見を述べることができる旨、規定しております。

第１４条は、運営に関する評価及び情報の提供であります。こども園運営状況の評価を年１回行うこと。保護者や地域住民に対する活動状況の情報発信に努めることを規定しております。

第１５条は、協議会の運営にあたって必要に応じて部会等の設置を、組織を設置できること。

第１６条では、教育委員会による協議会の運営の状況の把握、必要に応じて指導・助言ができることを規定しております。

第１７条で、教育委員会が指定の取消しができる旨を規定しているところであります。

以上が概要となっております。

議案のですね、３ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和４年４月１日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議長発議　認定こども園開設に関する調査特別委員会の廃止について

◎　議　　長（伊藤政博）

お諮りします。『認定こども園開設に関する調査特別委員会の廃止について』を追加日程第１、議長発議として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議長発議、『認定こども園開設に関する調査特別委員会の廃止について』を追加日程第１として、議題とすることに決定しました。

追加日程第１、『認定こども園開設に関する調査特別委員会の廃止について』を議題とします。

認定こども園開設に関しては、本日、委員会報告第２号により特別委員会の調査報告がなされ、また、議案第６号、「知内町認定こども園運営協議会設置条例の制定について」も、先ほど原案のとおり可決され、本特別委員会について、当初の調査目的を達成したと見込まれることから、本日をもって廃止することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

したがって、認定こども園開設に関する調査特別委員会は本日をもって、廃止することに決定しました。

●　議長発議　議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１６、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎　議　　長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

暫時休憩。

それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

私、先ほど一般質問の中で私が無知なために質問内容の中に、８０５０の問題でちょっと質問させていただいた時に、選挙運動というような形で発言してしまいましたけれども、政治活動の中でということに訂正させていただければ有り難いと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

只今、７番議員から先ほどの一般質問の中で一部発言の訂正がありましたが、そのことを許可するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしということですので、そのことを訂正させていただきます。

それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
これで本日の会議を閉じます。
令和３年第４回知内町議会定例会を閉会します。
どうもご苦労様でした。

（　閉会　午後２時３４分　）